



# 自治体における政策決定 プロセスのあり方

—合意形成に重点をおいて—

平成13年1月

21世紀の廃棄物を考える懇話会

## <はじめに>

いよいよ21世紀という新しい世紀を迎えました。

20世紀は、我々人類の歴史の中でも急激な発展を遂げた世紀と言えるでしょう。この急激な発展の中、20世紀後半には環境問題という、これまで人類が体験しえなかった問題が生じ、これを解決すべく努力が重ねられて来ましたが、廃棄物問題を含む環境問題は未だ様々な問題を抱えており、残念ながら新しい世紀へ持ち越しということになってしまいました。

昨年は、循環型社会形成推進基本法が制定され、これを受けた廃棄物・リサイクル関連諸法も成立する等、「循環型社会元年」と位置づけられた年でした。21世紀の初めの年である今年からは、循環型社会形成推進基本法の趣旨にのっとり、持続可能な社会の実現に向けたチャレンジが始まります。

「21世紀の廃棄物を考える懇話会」は、廃棄物問題に永年関係し活躍されてこられた各分野の方々に参画頂き、平成8年7月にスタートしました。平成10年10月には、それまで行ってきた検討をもとに中間的に取りまとめた「21世紀の廃棄物処理のあり方を考えよう」を発表し、廃棄物問題解決ための提案を行いました。

その後さらに検討を重ねて参りましたが、今回四つの分科会を設立し、各分科会で個別テーマについて具体的な検討を行ってきた結果がまとまりましたので発表することに致しました。

持続性のある循環型社会を目指す上で、いささかなりとも寄与できれば幸いです。

21世紀の廃棄物を考える懇話会  
座長 平山 直道

## 第3分科会

### 自治体における政策決定プロセスのあり方

循環型社会への転換の必要性が叫ばれ、ゼロエミッションへ向けた様々な試みが行われようとしていますが、ごみの減量化が大幅に向上したとしても、ごみを処理し最終処分するための施設は必要です。

しかしながら、近年は焼却施設にしても最終処分場にしても、主に住民の反対運動の激化による立地難が深刻化し、適正な処理が困難な事態も予想される事態に至っています。

住民反対運動の原因について調べたところ、自治体に対するアンケート調査結果ではダイオキシン類による健康影響の問題や視覚的・心理的不快感の問題が圧倒的多数を占めていますが、住民側は「用地選定手法」や「情報公開」等の合意形成手法を問題にしているという傾向も見受けられます。

また、施設の立地を困難にしている問題の一つに“NIMBY”(= 総論賛成各論反対)がありますが、近年はリサイクルに関する過大な期待のためか、「処理処分施設は必要不可欠である」という総論から議論を始めなければいけないこともしばしば見受けられます。施設の建設段階(計画の最終段階)で「ごみ減量の努力を怠り、安易に焼却に頼りすぎである。」という声も住民から聞かれるなど、建設に至るまでの施策に関しても住民とコミュニケーションを十分に図り、相互理解を図ることが一層求められています。

21世紀に向けて廃棄物処理に関する政策を住民とコミュニケーションを図りながらよりよいものにしていくため、本分科会で政策決定プロセスについて提案したい事項は次のとおりです。

### 住民意向の形成に配慮した政策決定プロセスのあり方

政策の展開(施設の立地等)にあたっては複数の代替案を比較する等慎重な検討が必要  
住民の意見を広く反映する手法の採用  
長期スパンでの計画立案の重要性とそれに基づく施策の実施  
施策決定後の実行にあたっては確固とした意志、運用に関しては柔軟な判断

21世紀の廃棄物を考える懇話会  
第3分科会委員名簿

リーダー 瀧田 浩 川崎市総合企画局局长  
石渡 和夫 川崎市環境局環境企画室主幹

事務局 財団法人 日本環境衛生センター  
大澤 正明 西日本支局環境工学部次長  
仁木 伸 西日本支局環境工学部建設技術課係長  
依田 真一 東日本支局総務部総務課  
溝田 健一 総局管理部総務室

< 目 次 >

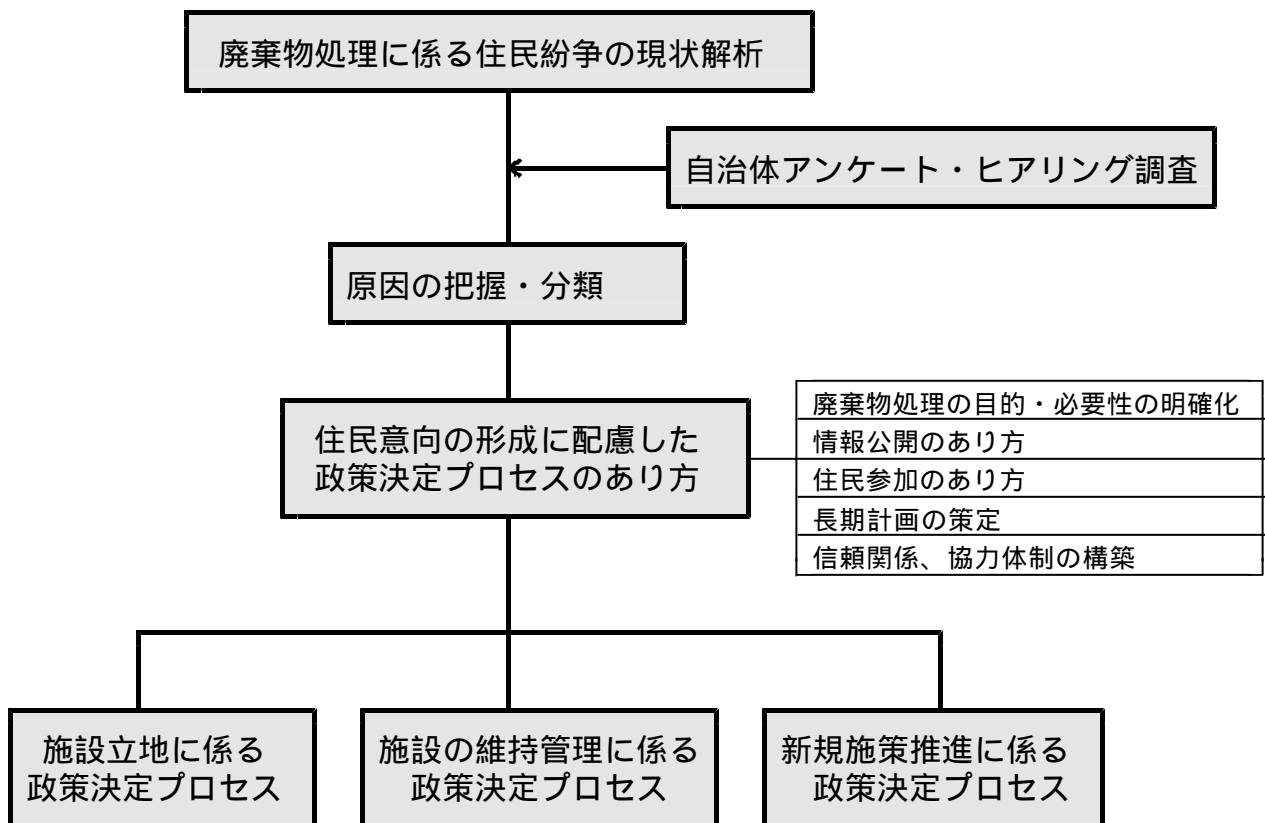
・ はじめに	1
・ ごみ処理を取り巻く背景	2
・ 紛争の発生と原因	4
・ 住民意向の形成に配慮した政策決定プロセスのあり方	10
4-1 廃棄物処理の目的・必要性の明確化	10
4-2 情報公開・住民参加のあり方	11
4-3 長期計画の策定	15
4-4 信頼関係・協力体制の構築	17
・ ごみ処理の工程別政策決定プロセス	22
5-1 施設立地にあたって	22
5-2 施設の維持管理にあたって	25
5-3 関連施策の推進にあたって	27

# はじめに

循環型社会への転換の必要性が叫ばれ、ゼロエミッションへ向けた様々な試みが行われようとしているが、ごみの減量化が大幅に向上したとしても、ごみを処理し最終処分するための施設は必要である。

しかしながら、近年は焼却施設にしても最終処分場にしても、主に住民の建設反対運動の激化による立地難が深刻化し、適正な処理が困難な事態も予想されるまでに至っている。

このような状況のもとで、本分科会では一般廃棄物処理施設の立地にかかる住民紛争の実態を把握・解析した上で、住民の意向形成に配慮した政策決定のあり方を検討することとした。



住民の意向形成に重点を置いた政策決定のあり方に関する検討手順

## ごみ処理を取り巻く背景

ここでは、廃棄物処理施設の立地問題に関連する近年の動向等を概観することとする。

### ごみ問題への関心の高まり

一般廃棄物処理に伴うダイオキシン問題やごみの減量・リサイクルへの課題、あるいは産業廃棄物の不適正処理や不法投棄等々、ごみ問題が連日のようにマスメディアに登場し人々の関心が非常に高くなってきている。このことは、ごみ対策への理解や協力を求めやすくした反面、人々の心に根強い不安感と行政不信を生むことにもなっている。

(図表 1 ~ 3)

### 自区内処理原則と広域化計画

自区内処理原則という言葉は、東京都杉並清掃工場の建設をきっかけとして昭和46年に始まったごみ戦争を收拾する方策を検討する中で生み出されたものであるが、現在では、「ごみの処理はできるかぎり排出源に近いところで行う」という考え方は、廃棄物処理法において一般廃棄物の処理が市町村の責務となっていることと相まって、ほぼ社会的合意となっている。

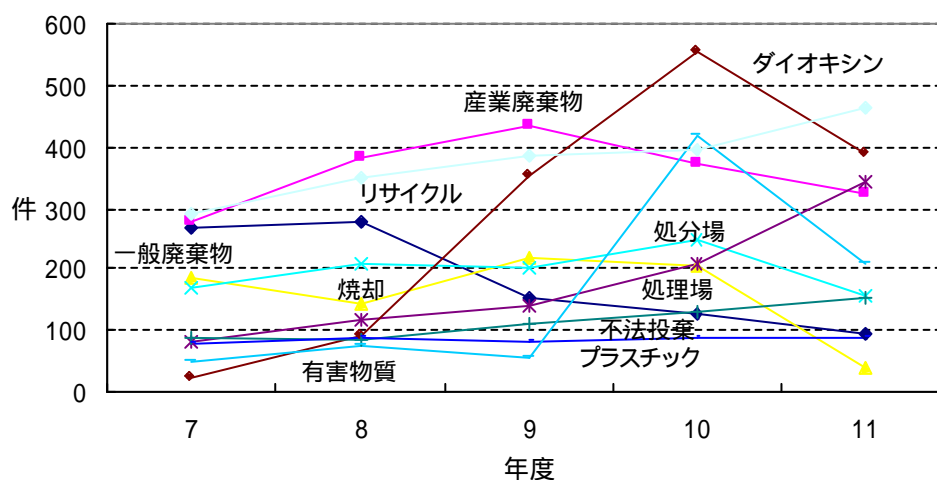
反面、ダイオキシン類の削減や廃棄物発電量の増加を目的とした広域化計画は、根強いニンビィ\*の中で困難に直面している。

\* NIMBY (Not In My Back yard): 「総論賛成各論反対」あるいは「地域エゴ」をさしていることもある。ごみ処理に関しては、「処理施設を設置する必要性は理解できるが、自分の近くに作られるのはいやだ」という感覚。施設建設の広域化は「他者に押しつける意識」と「押しつけられる被害感」を増幅させたことは否めない。

### 次世代型処理方式への期待と不安

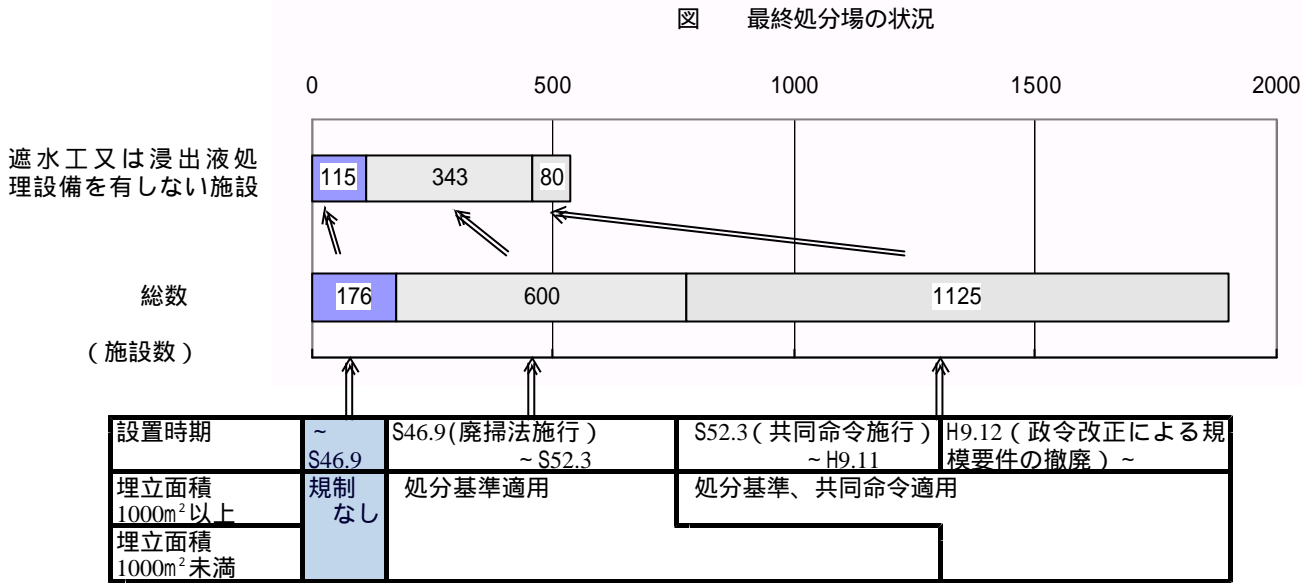
ガス化溶融施設や固形燃料化施設が開発された動機の一つは、廃棄物の減量・資源化により合意形成を容易にしたいということでもあったのだが、技術が開発途上であることや、再資源化物の受け皿が未整備なこともあって、逆に市民の負担増につながるなど、その対応に苦慮している状況にある。

図表 1 新聞紙上に見る廃棄物関連キーワードの推移



月刊グリーンレポート (1995.4 ~ 2000.3) に掲載された記事数

図表 2 最終処分場適正化調査結果の状況



\* 処分基準（廃棄物処理法施行令第3条第3号口）：

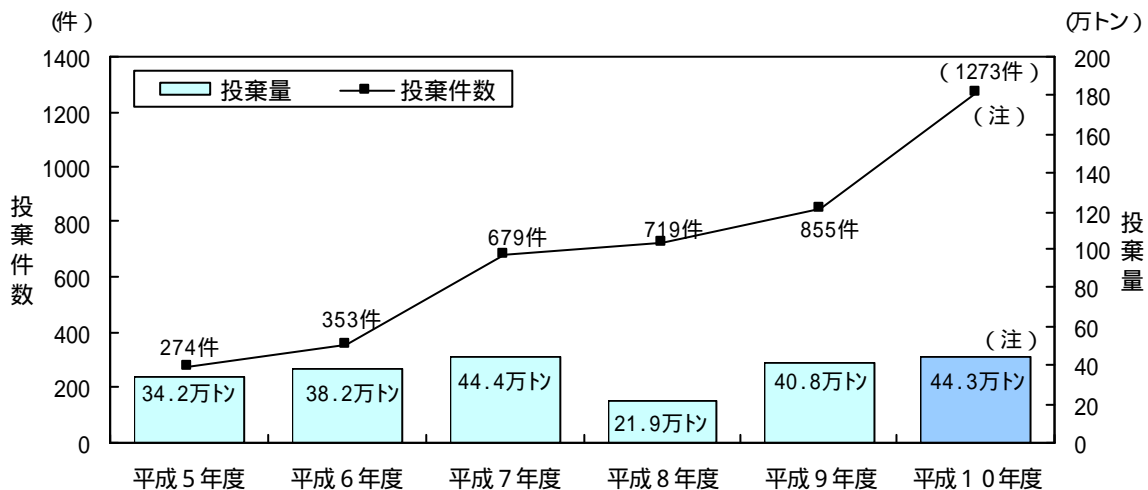
埋立処分場所からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置を講ずること。

\* 共同命令（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令）

埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、遮水工や浸出液処理施設等の措置が講じられていること。

本図は、厚生省が平成9年度に行った全国最終処分場の構造に関する調査結果である。市町村が設置する一般廃棄物最終処分場のうち28%、538の施設が遮水工または浸出液処理設備を有していなかった。また、このうち477の施設から水質調査結果の報告が有り、うち37施設の周辺地下水が地下水基準を超過、6施設の排水が排水基準を超過していた。

図表 3 不法投棄の件数及び量の推移



	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
投案件数	274件	353件	679件	719件	855件	1273件
投棄量	34.2万トン	38.2万トン	44.4万トン	21.9万トン	40.8万トン	44.3万トン

注) 1. 投案件数及び投棄量は、都道府県及び保健所設置市が把握した不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10トン以上の事案を集計対象としている。(ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案については、投棄量10トン未満を含め全ての事案を集計対象としている。)

2. 平成5~7年度の状況は平成8年度調査。平成8年度及び平成9年度の状況は平成11年4月調査。

3. 平成10年度の状況は平成11年10月に厚生省から都道府県・保健所設置市に対して調査したものであり、今後変更もあり得る。

# 紛争の発生と原因

ここでは、既存資料及び自治体アンケート調査から廃棄物処理に係る近年の住民紛争の実態を把握し、原因の解析を行うものとする。

## 1. 紛争の発生状況

「月刊グリーンレポート」に掲載された新聞記事をもとに1994年から1999年までの紛争事例を調査した結果（巻末資料）によると、中間処理の建設に関しては25例、最終処分場の建設に関しては16例、施設の運営・管理に関しては12例の紛争が生じている。

「都市と廃棄物管理に関する調査研究報告、平成10年3月」((財)日本都市センター)によると、平成9年8～9月に全国の669市にアンケート調査をした結果（図表4）約20%の自治体が焼却施設や最終処分場の立地に関する住民紛争が生じていると回答している。

今回、主に平成9年～11年に施設建設に着手した自治体にアンケート調査を実施した結果によると、焼却施設に関しては39%、最終処分場に関しては28%の自治体が反対運動があったと回答している。その内訳をみると、焼却施設の場合、「既設隣接用地よりは新規選定用地」の方が、「周辺に住居が多い」方が、あるいは「規模が大きい」方が反対が多いという傾向は認められるが、さほど顕著ではない。（図表5）

また、反対運動の形態として、かなりの高い頻度で反対組織の結成や署名運動などの具体的な活動があり、県や厚生省への陳情活動があった例も約14%（焼却施設の場合）にも上っている。（図表6）

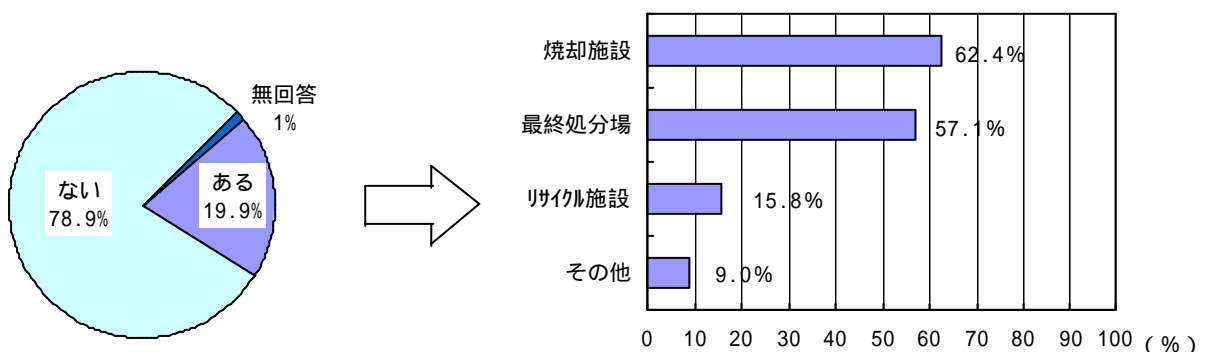
さらに特筆すべき傾向として、主な反対者が建設用地の住民よりもその周辺の住民の方が多いという、いわば住民紛争のドーナツ化現象も見られている。（図表7）

## 2. 紛争の原因

一般的に、廃棄物処理施設に係る住民紛争が生じる原因として、図表8に示したようなことがあげられる。

今回の自治体アンケート調査においては、ダイオキシン類による健康影響の問題や視覚的・心理的不快感の問題が圧倒的な多数を占めている。この結果を同じ項目で集計した住民側の意見と比較検討すると、住民は「適地選定手法」や「情報公開」等合意形成手法を問題にしている点が目に付く。（図表9）

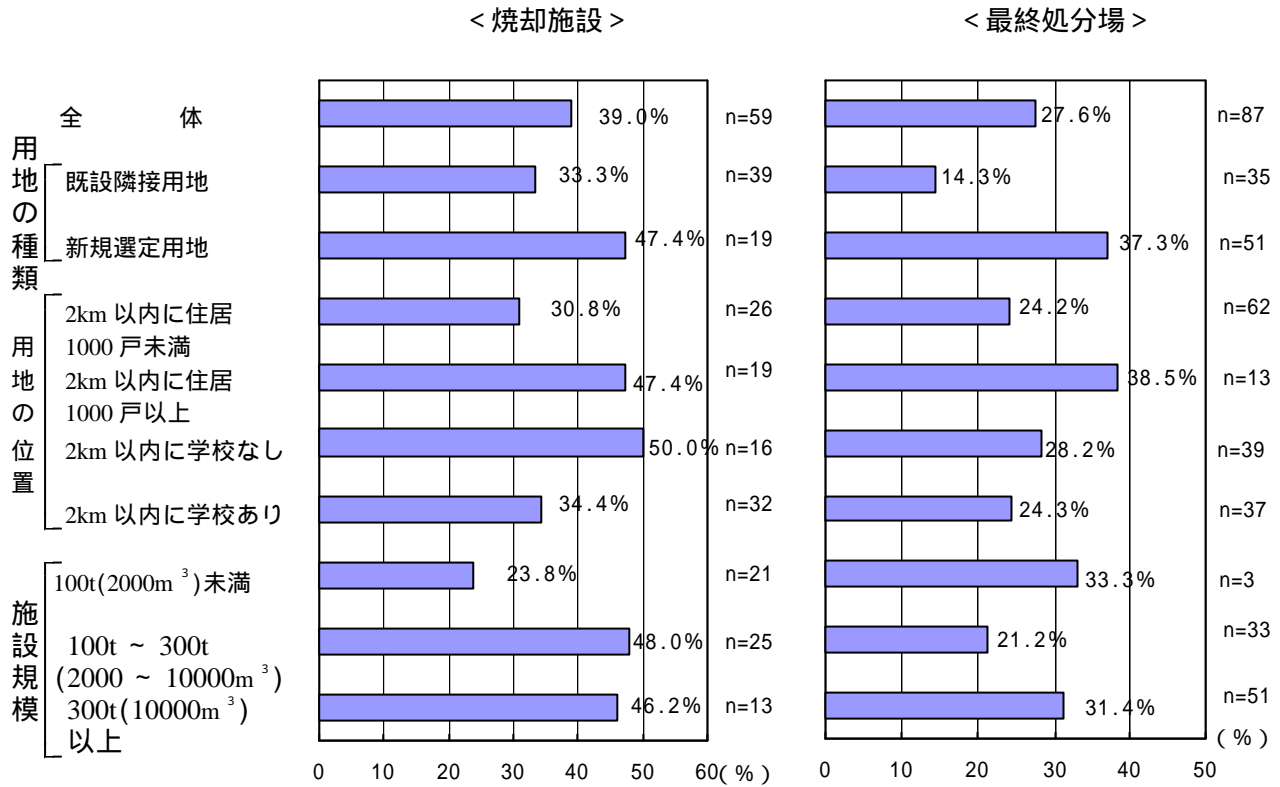
図表4 施設立地に関する住民紛争の発生状況（日本都市センター調べ）



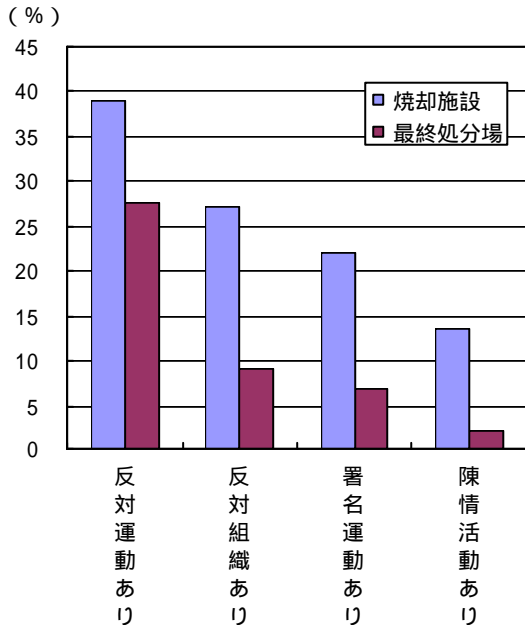
出典) 都市と廃棄物管理に関する調査研究報告（平成9年度報告、(財)日本都市センター）



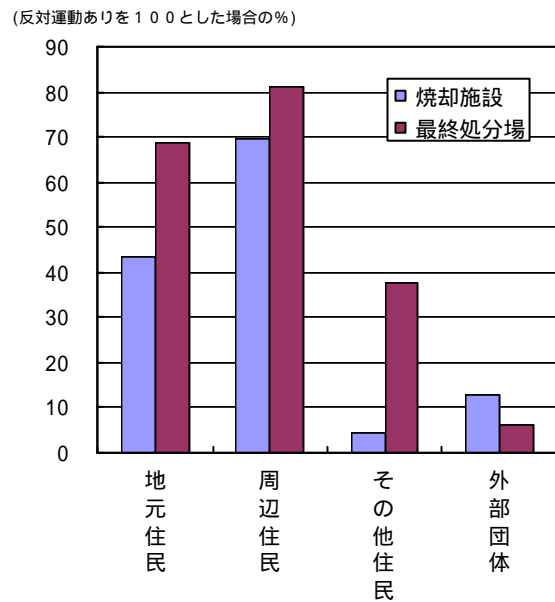
図表5 住民反対運動の状況(反対運動有りの割合)



図表6 反対運動の形態

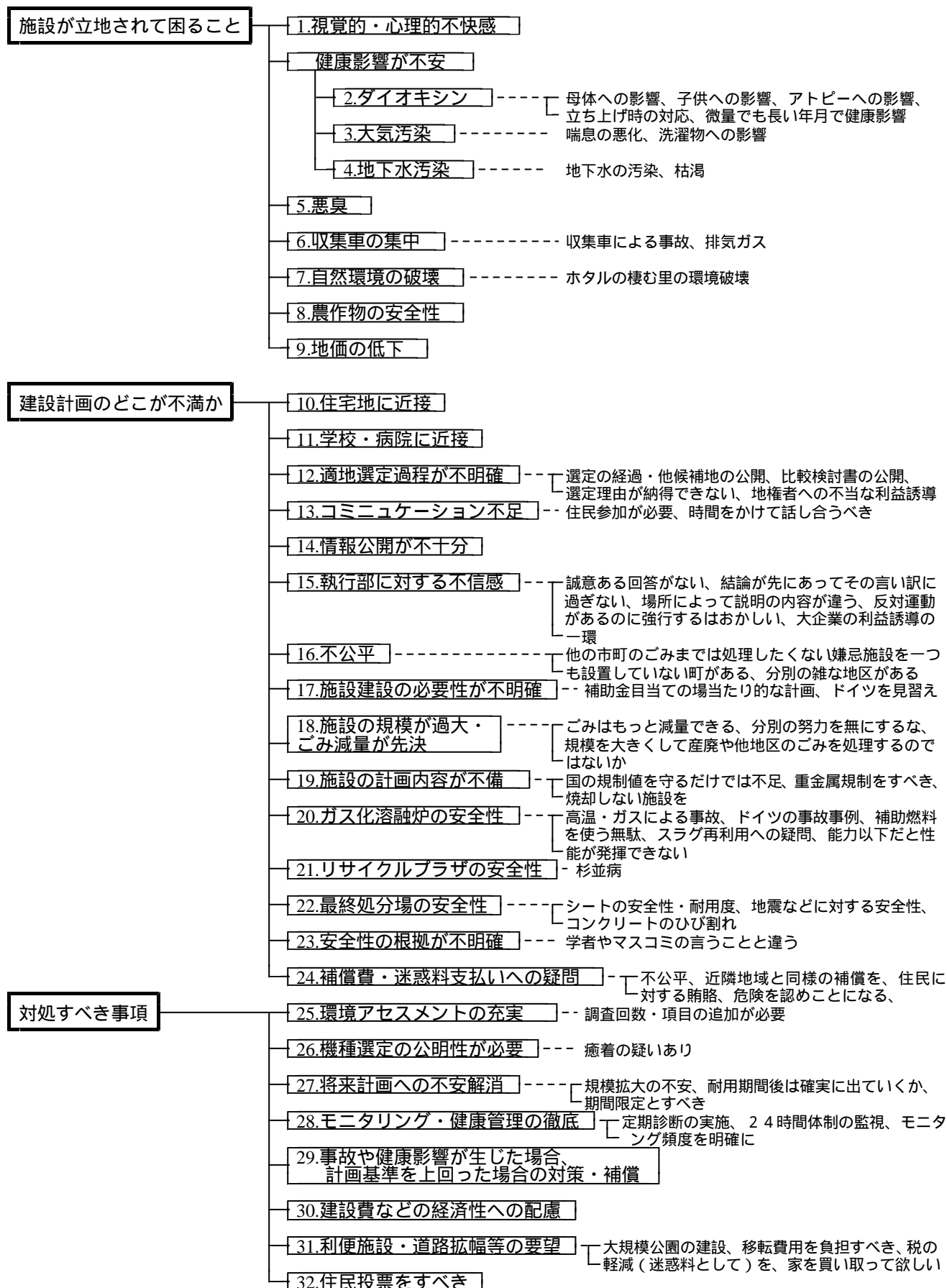


図表7 主な反対者



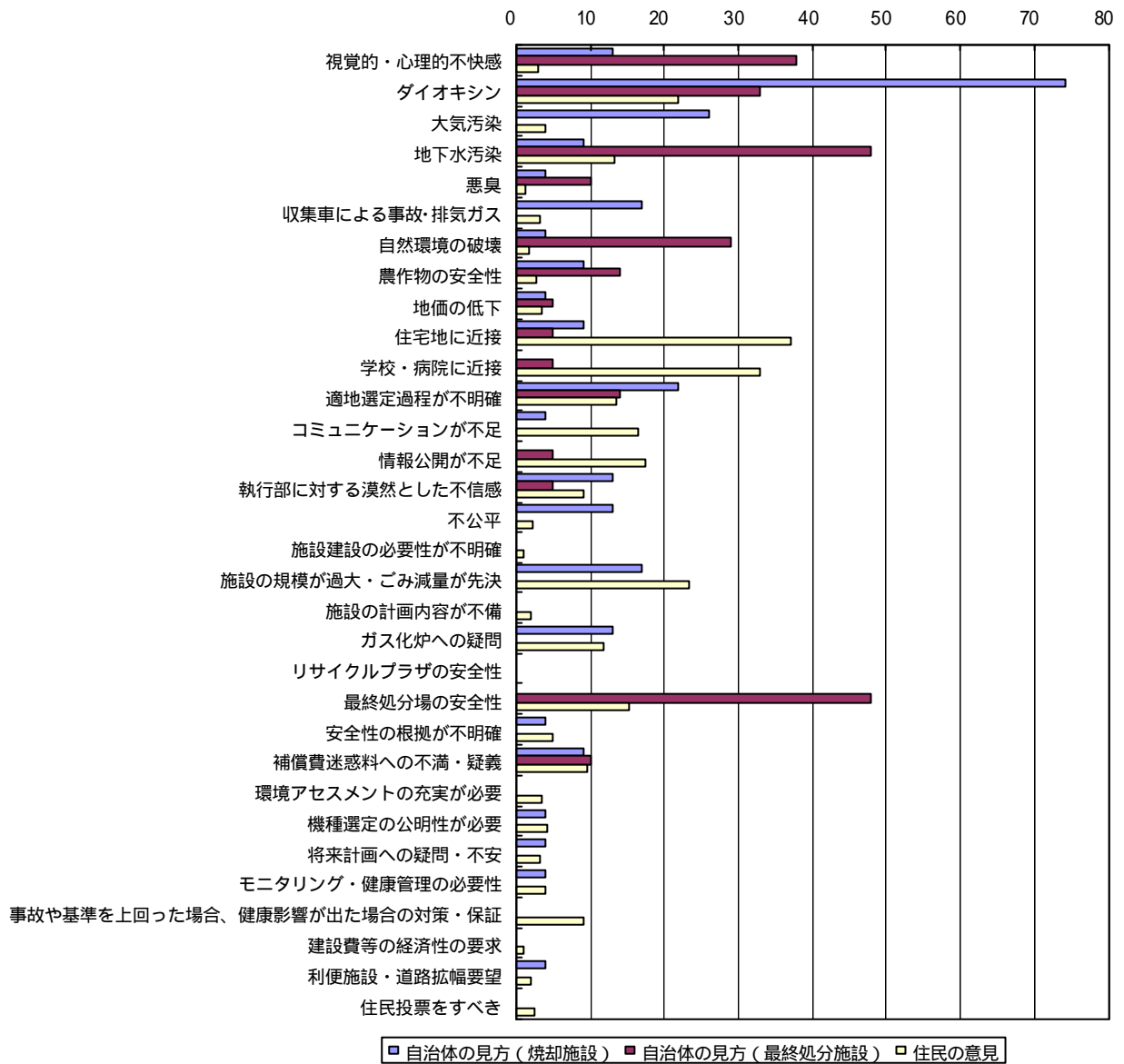
図表5～7は自治体アンケート調査結果  
 調査対象：原則的に平成9年～11年に施設建設に着工した自治体  
 配布：(焼却)113施設、(最終処分)178施設  
 回収：(焼却)59施設、(最終処分)87施設

図表 8 施設立地に関する周辺住民の意見



図表9 反対理由（事例）

(%)

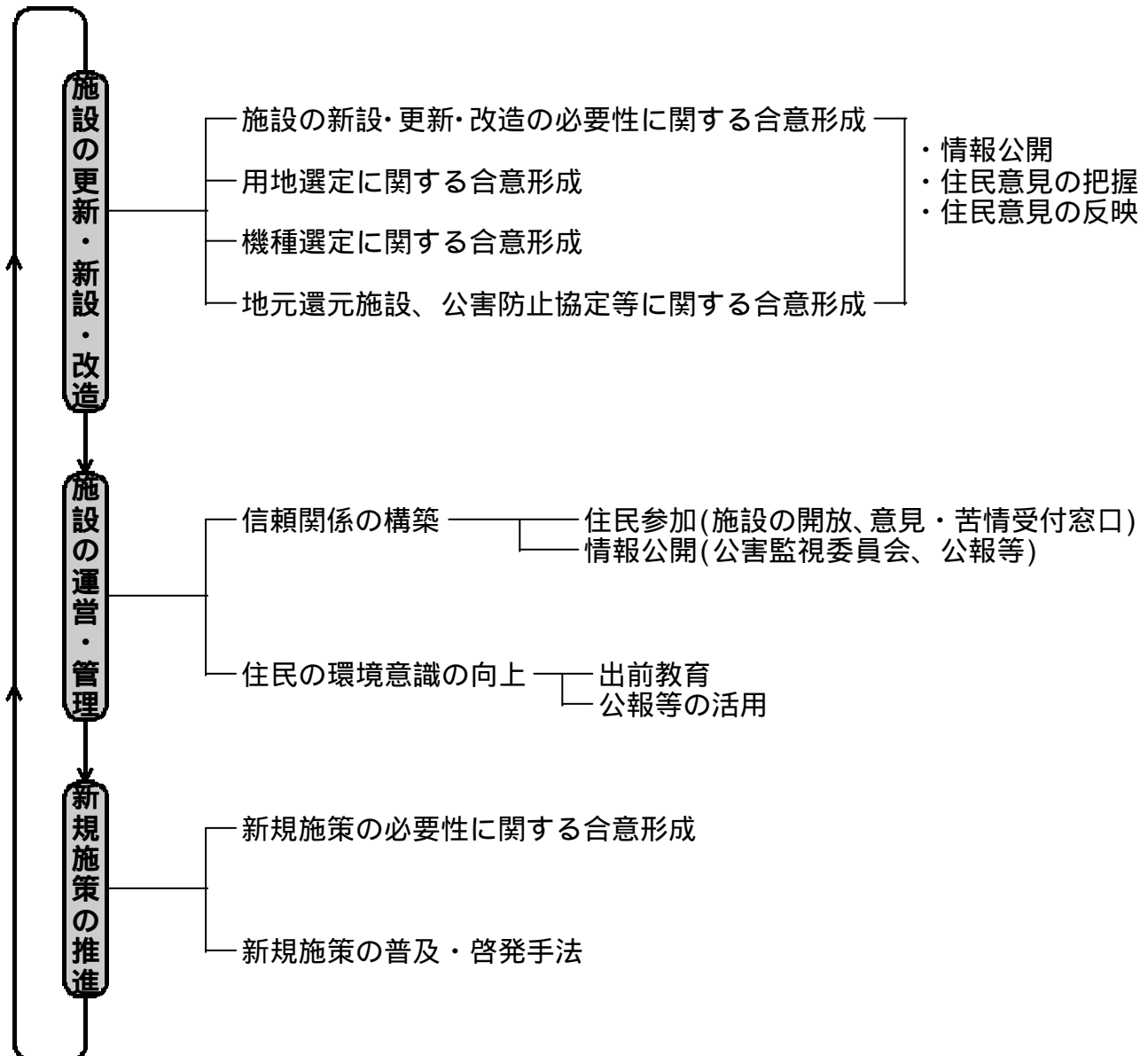


### 3. 紛争の解決へ向けて

地域住民にとっては廃棄物処理施設は迷惑施設であり歓迎される施設ではない。従って施設立地に伴う紛争を回避する特效薬といったものは考えにくく、施設建設時ばかりではなく、施設のライフサイクルを通して以下に示すようなことに留意しつつ地道な努力を続けていくことが肝要であろう。

- ・施設の立地など当該施策の目的・必要性について、複数の代替案を比較する等慎重な検討を行うこと。
- ・情報公開に配慮し、住民の意見を広く反映する手法を可能な限り採用すること。
- ・長期的なスパンでの計画立案が必要であり、それに基づく施策の実施が必要であること。
- ・施策の実行に当たっては、確固とした意志を持つと共に、施策の運用に関しては柔軟な判断に心がけること。

#### 処理施設のライフサイクルの中の合意形成項目・手法



トピックス 紛争解決に係る法的措置の概要

行政行為が対象

(1) 行政不服審査制度

～行政機関の処分等に対する不服申立の第一段階

行政庁の処分・不作為等について  
行政機関（上級行政機関）へ  
不服申立。

- \* 当該行政処分等が違法か（不当か）を問題とする。
- \* 処分を知った翌日から 60 日以内に申立。
- \* 処分等の取消だけでなく変更もできるなど柔軟な解決が可能。
- \* 審査機関が、当該行為を為した行政機関またはその上級行政機関であるため、公正な判断が可能かとの指摘がある。
- \* 審査に時間がかかる。

< 例 >

- ・ 情報公開制度に基づく情報公開請求に対して行政の下した非公開判断への不服申立

(2) 行政訴訟

～行政機関の処分等の違法性について司法判断

行政庁の処分・不作為等について  
裁判所へ  
提訴。

抗告訴訟：自らの権利保護のために提訴  
取消訴訟：処分等の取消要求  
民衆訴訟：自らの権利と関係なく是正求め提訴  
機関訴訟

住民訴訟：行政の公金支出を不当として差止要求  
( 住民監査請求 訴訟提起 )

- \* 訴訟対象は公金支出だが、その根拠となる行政処分等の違法性を間接的に問う。当該行政区内の住民であれば利益と関係なく提訴可。

- < 事例 > ・ 松山市で海岸埋立の違法性を問うため、埋立に伴う公金支出の差止要求（住民訴訟 1978）

処分性の問題...訴訟対象は、行政機関の処分等に限定

行政手続

(4) 公害紛争処理制度

～公害実態に対し事態の改善と当事者間の合意を目指す

典型 7 公害（環境基本法第 2 条 3 項）に係る被害について

公害等調整委員会（国）  
都道府県公害審査会へ

紛争処理を申請。

あっせん：第三者の仲介による自主解決  
調停：調停案の合意による解決  
仲裁：仲裁委員会の判断に従って解決  
裁定：準司法手続による解決

- \* 公害実態に責任ある者と被害者との民事上の紛争
- \* 手続が簡易。
- \* 最終的に両者の合意が大前提。
- \* 責任の所在が不明確となりやすい。

< 事例 >

- ・ 豊島に不法投棄された産廃の撤去を巡り、島民が調停申請（1993.11）
- ・ 所沢 DXN 問題で、焼却施設の停止や汚染実態調査等求め、調停申請（1998.12）

司法手続

(3) 国家賠償訴訟

～被害実態に対する行政上の責任を損害賠償を通して司法判断

行政庁の処分・不作為等による被害について

裁判所へ

提訴。損害賠償請求。

- < 事例 > 施設設置許可に係る行政指導が違法として処理業者が賠償請求 却下（福島県本郷村 1996.9）

(5) 民事訴訟

～被害実態(の可能性)に対する民事上の責任を司法判断

健康、生活環境等への被害について

裁判所へ

提訴。

民事保全(仮処分)申請によって  
訴訟確定までの仮措置が可能

損害賠償請求：実被害を受けた（権利を侵害された）者が賠償金の支払請求  
差止請求：実被害を受けた又は被害が予想される（権利を侵害される恐れのある）者が当該行為の差止を要求

< 事例 >

- ・ 水保病など各種の公害病裁判（損害賠償請求）
- ・ 京都市で、健康・環境被害が予想される焼却場建設の差止請求（1996.12）

原告適格の問題...勝訴によって法律上の利益を有する者など、それぞれのケースで提訴可能な者が限定されている。不適格者の提訴は、却下される。

被害の実態(の可能性)が対象

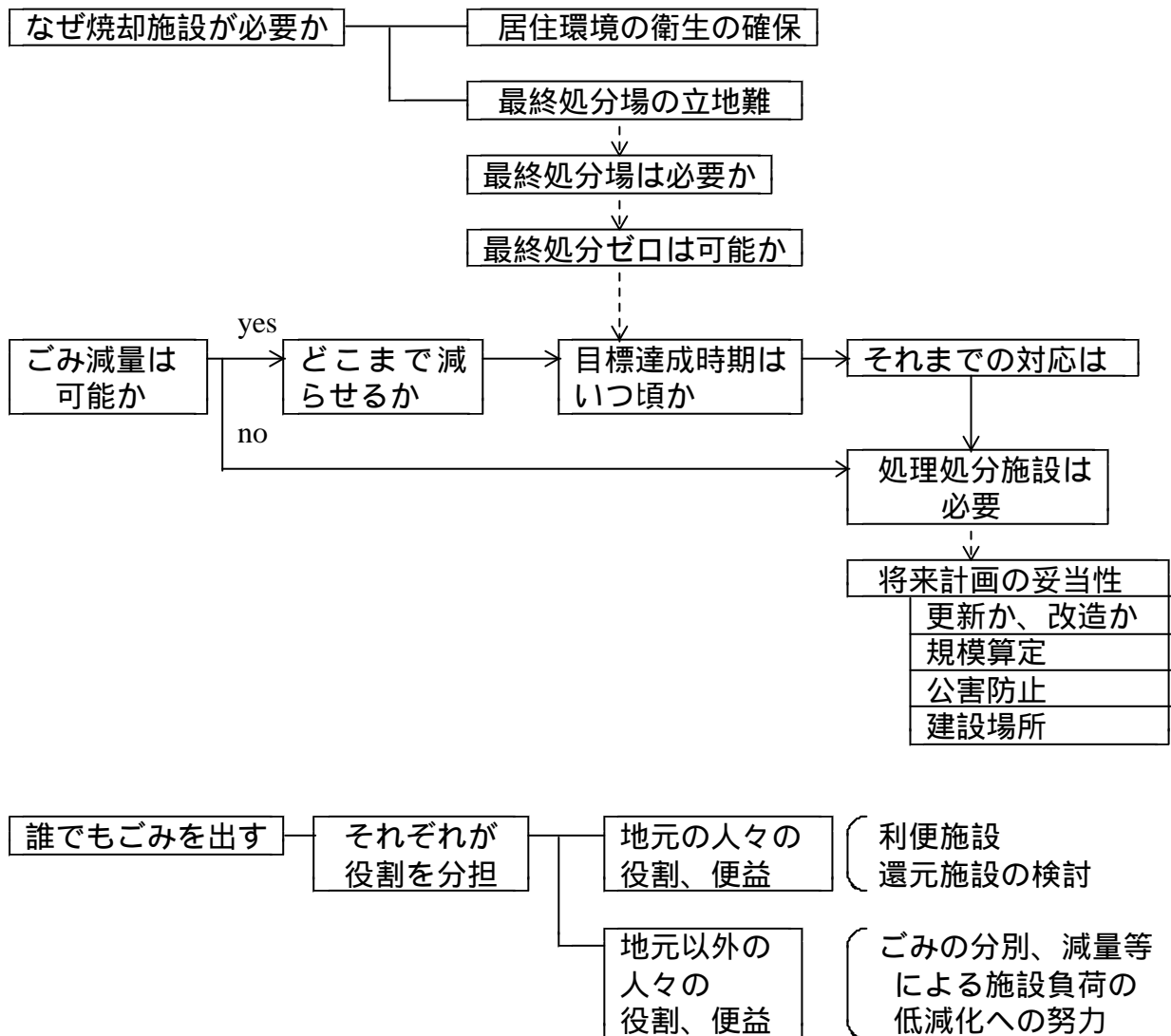
住民意向の形成に配慮した政策決定プロセスのあり方

**4・1 廃棄物処理の目的・必要性の明確化**

廃棄物処理の第一の目的は、いうまでもなく居住環境の衛生の確保、伝染病の予防にあるが、近年は生活環境の改善と、衛生害虫の駆除により、廃棄物処理のありがたみを実感しにくい時代になっている。

また、施設の立地を困難にしているのは、いわゆる NIMBY (= 総論賛成各論反対) であるが、近年はリサイクルに関する過大な期待のためか、「処理処分施設は必要不可欠である」ということについて、まず認識してもらうための議論から始めなければならないことが多い。

いずれにしても、立地に関する議論の前段として、以下のようなことに関して議論を重ね、行政、議会、住民間で合意形成を得ておくことが必要である。



## 4・2 情報公開・住民参加のあり方

従来、廃棄物処理は情報公開や住民参加に熱心な分野であったとは言えなかった。それは、長い間、廃棄物は人目に付かないところで処理してしまうことが美德であるとされていたことや、主に伝染病への懸念から一時も停滞が許されない事業であるという義務感から生じたものであろう。

しかしながら、ごみ減量・リサイクルが低迷し、有害化学物質の発生が懸念される中で、新たな製品も次々と生まれており、もはや従来のような行政の努力だけでは適切な処理が行えない状況にあるとともに、税財源を基本とした処理も限界に達しており、今後は行政、事業者、住民が一体となって適切な処理体系を構築していくことが望まれている。

この状況のもとで、今なお迷惑施設としての位置づけから脱していない廃棄物処理施設を効果的に運用していくためには、一定のルールに沿った情報公開、住民参加のあり方を構築することが急務となっている。

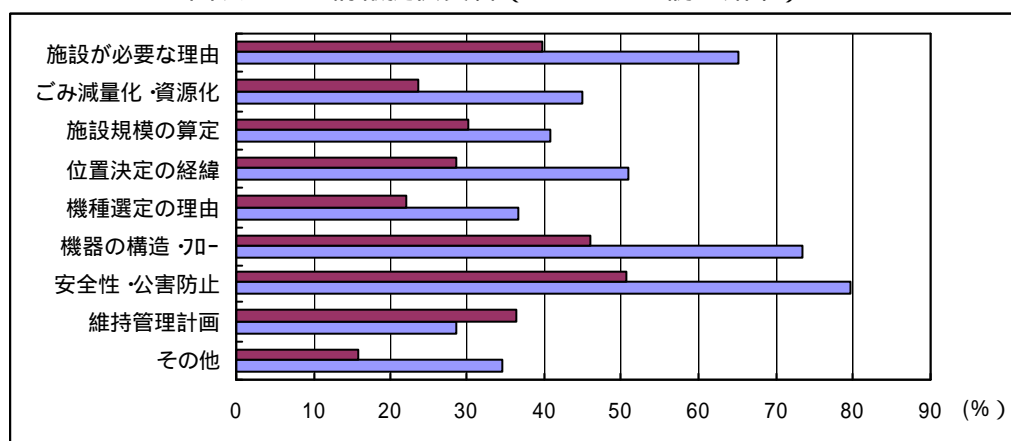
ここでは、廃棄物処理に係る情報公開や住民参加に関する若干の資料を集めた。

・廃棄物分野における情報公開に係る関係法令を図表13にまとめた。また、情報公開条例の制定状況等については図表14にまとめた。

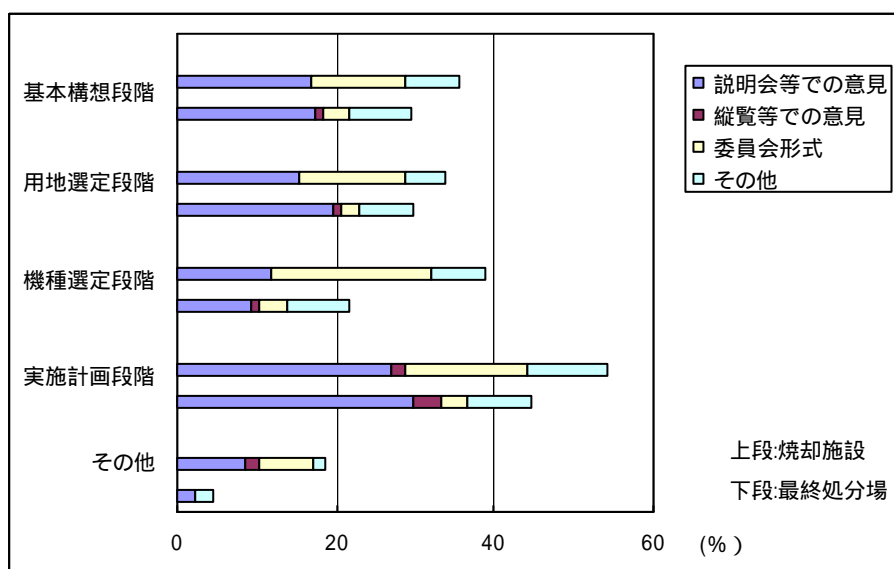
・今回実施した自治体アンケート調査結果をもとに、各自治体が提供している情報の種類や住民参加の方法を図表10～11にまとめた。

・これらの結果をもとに、廃棄物処理事業の工程別に、想定される住民参加の方法を図表12にまとめた。

図表10 情報提供資料（アンケート調査結果）



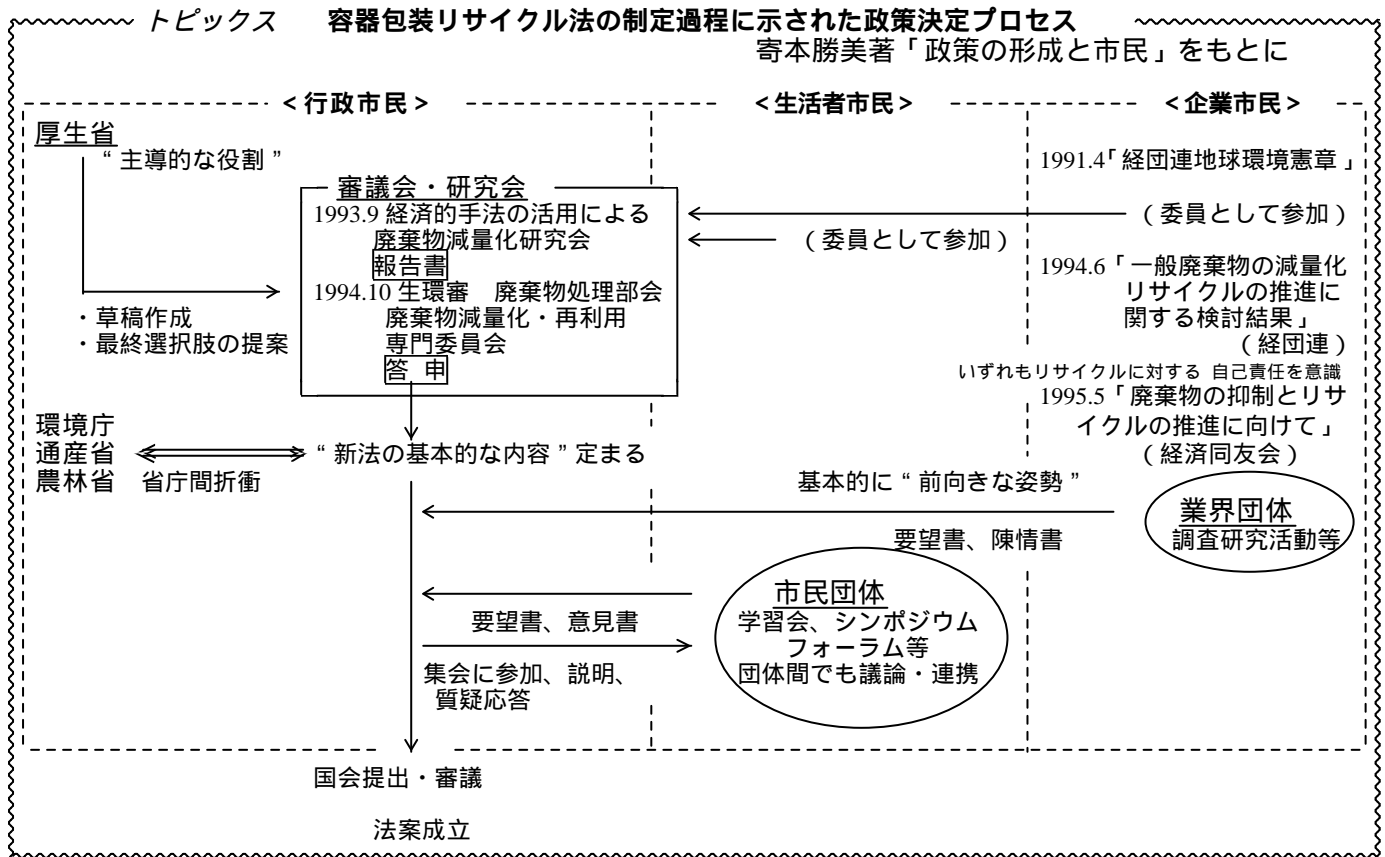
図表11 住民参加の方法（アンケート調査結果）  
（事業の段階） （意見の聴取・反映手法）



図表 1 2 事業の段階別住民参加のメニュー

		住民説明会	縦覧	委員会方式	公聴会	インターネット	計画案の公募
施設建設段階	基本構想段階						
	用地選定段階						
	機種選定段階						
	実施計画段階						
	建設工事段階						
その他	基本計画						
	分別収集計画						

備考： 印 可能であり、効果的であると思われるもの  
 印 可能であるが、手法の検討が必要と思われるもの



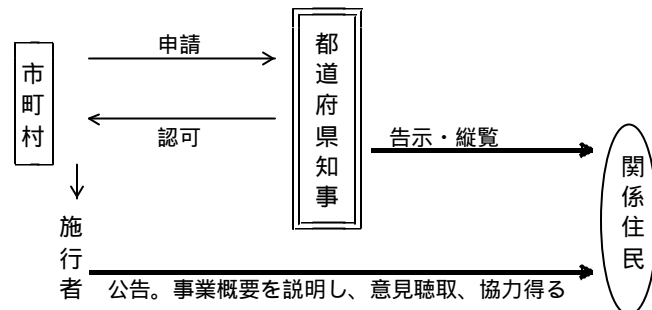


図表 1 3 < 情報公開 > に係る関係法令の整理

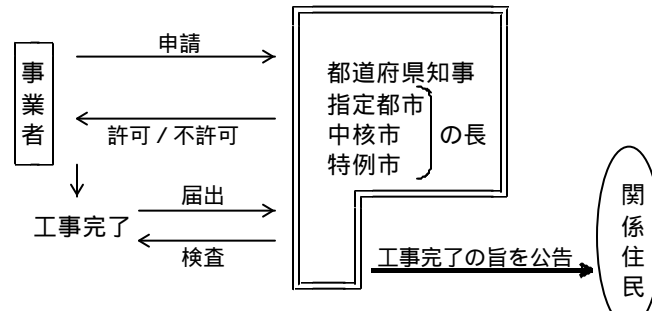
都市計画法

：廃棄物処理施設では、し尿処理場、ごみ焼却場他が「都市施設」の対象となっており（最終処分場は含まれない）その建設地が、都市計画法にいう「都市計画区域」に含まれる場合、建設の許可等に当法が適用される。「都市計画区域」は、その利用用途等によって区域が細分化されており、当該建設地が含まれる用途区域にあわせて、規制がかけられる。

市町村建設の場合（都市計画事業）

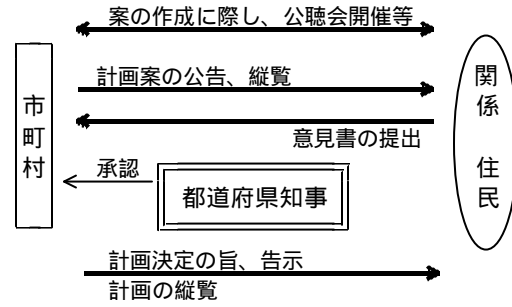


事業者建設の場合（都市計画制限）

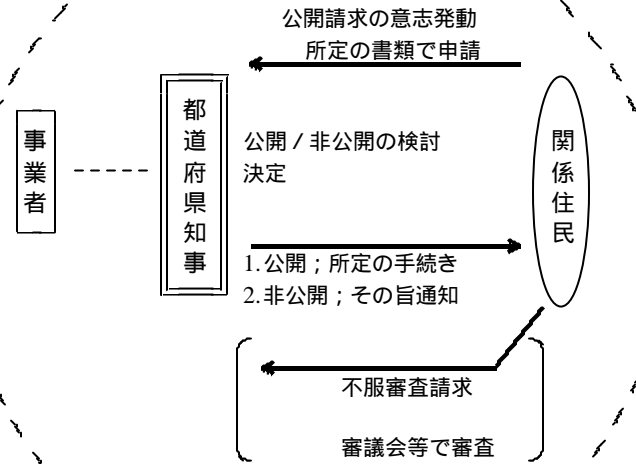


都市計画における施設建設

市町村が主体となって、どのような方針のもとに土地を整備していくのか、計画を決定。その方針に沿って処理施設建設計画が盛り込まれる。

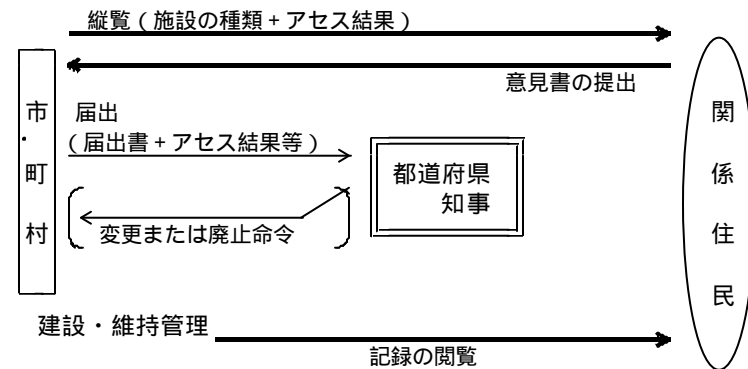


情報公開法（要綱案）

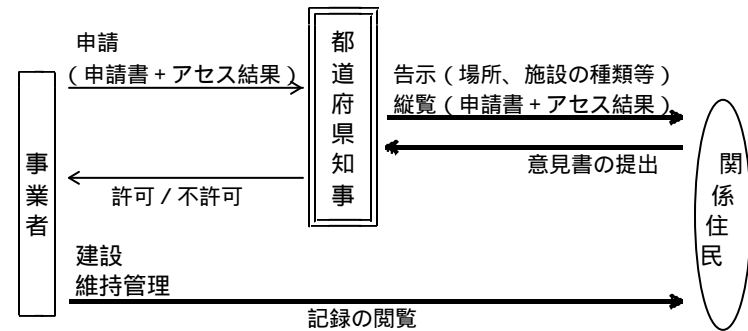


一般廃棄物処理施設建設

市町村建設の場合

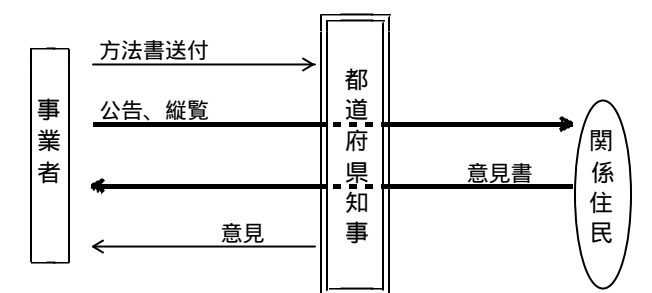


事業者建設の場合

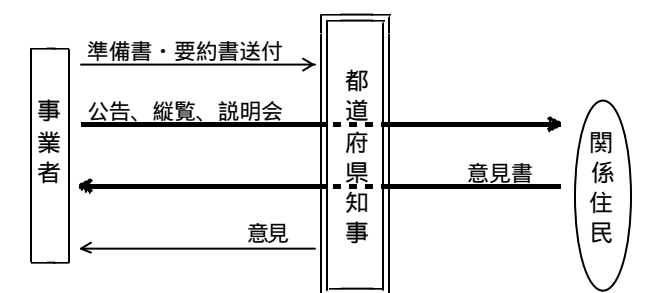


環境影響評価法

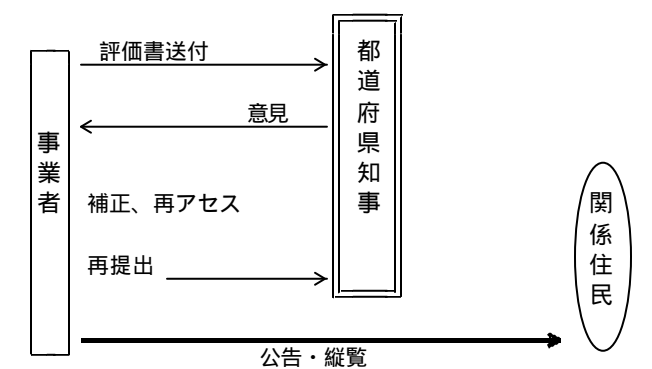
：廃棄物処理法第8条第1項に規定する一廃の最終処分場を「第一種事業」として対象とする。「第二種事業」は、内容的には第一種と同様で、規模的に第一種に準ずるもので、事業者はアセスの要否を判定する



再検討、環境影響評価実施



再検討、修正、（再アセス実施）



実施

注）情報の受け手である住民側については、各法令によって「付近の住民」、「利害関係者」等、様々な呼び方がされているが、ここでは統一して「関係住民」と表記した。

廃棄物処理法

河川法：当該施設建設地が「河川区域」に含まれる場合、河川管理者の許可、検査が必要。河川台帳の閲覧。  
 海岸法：当該施設建設地が「海岸保全区域」に含まれる場合、海岸管理者（都道府県知事）の許可が必要。海岸保全区域台帳の閲覧。  
 農地法：当該施設建設地が「農地」に含まれる場合、その施設使用への転用に際し、都道府県知事の許可必要。

図表 1 4 指定都市の情報（文書）公開条例の概要

(00,01,24 作成)

条文の表現（内容）		札幌	仙台	千葉	横浜	川崎	名古屋	京都	大阪	神戸	広島	北九州	福岡
名称	・公文書公開条例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	・情報公開条例				-		-	-	-	-	-		
目的	・公文書の公開に関して必要事項を定める												
	・市民の権利を明らかに（保障）する												
	・市政への理解と信頼を深め市政参加を推進する												
	・市民生活（福祉）の利便（向上）を図る		-	-		-	-		-		-	-	-
	・開かれた市政の推進（実現）を図る	-	-		-		-	-	-	-	-		
	・地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与する		-				-		-			-	
	・市民への説明責務を全うする	-	-				-	-	-	-	-	-	-
	・行政の「説明責任」を全うする	-	-				-	-	-	-	-	-	-
実施機関	・市長、・教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、												
	・公営企業管理者、消防長												
	・議会		-	-	-		-	-	-	-		-	-
文書	・文書、図画、写真、フィルム、												
	・ビデオテープ		-	-	-		-		-	-	-		
	・決済、供覧の手続き完了し、管理しているもの												
責務	市												
	市												
	民		-	-	-			-	-	-	-		
請求者	・市域内に住所を有する者					何人も可能							
	・同 事務所、事業所を有する個人又は法人												
	・同上に勤務する者、同在学者												
	・同 不動産を有する個人又は法人		-	-	-		-	-	-	-	-	-	-
	・実施機関が行う事務事業の利害関係者												
非公開の文書	・識別可能な個人情報（例外規定あり）												
	・同 法人団体、個人事業者情報（例外規定あり）												
	・公にすることで信頼関係を害する国等との情報												
	・同上の 個人法人が市に提供した情報		—	—	—	—	—	—			-		-
	・同 支障生じる意思形成過程の情報										-		
	・同 人の生命等、に支障を来す情報				—		—				-		
	・同 事務の執行に支障が生じる許認可等の情報		—								-		
	・同 議事運営が損なわれると規定された審議会資料等				-	-			-		-	—	
・法令、条例で規定がある情報													
・委任事務で主務大臣の非公開指示がある情報		-	-	-	-	-	-			-	—	—	
・審査会の設置													
・費用負担													
・情報提供の推進													
・実施状況の公表													

責務としてでなく、一般規定。

### 4・3 長期計画の策定

施設整備などの重要な政策は長期的な計画に沿って進められるべきものであり、計画性がないとの印象を与えることは避けなければならない。

基本計画や施設整備計画の策定に当たっては、従来の手法を踏襲するものであるが、近年の傾向をみると特に以下の点に配慮することが求められている。

市民・事業者の排出者としての処理責任と行政の役割分担の明確化

排出者としての自覚を促し、処理にまで応分の役割を負うシステムを構築することが必要である。

ごみ減量・リサイクルの徹底

ごみ減量・リサイクルに対する関心が高まっているためか、施設規模の設定に関して「ごみ減量の努力を怠り、安易に焼却に頼りすぎである」との批判が頻繁に聞かれている。

現実を無視して、将来的に能力不足に陥ることは避けなければならないが、最低限、図表15に示すような減量化の努力を実施すべきである。

長期的な視野での計画策定

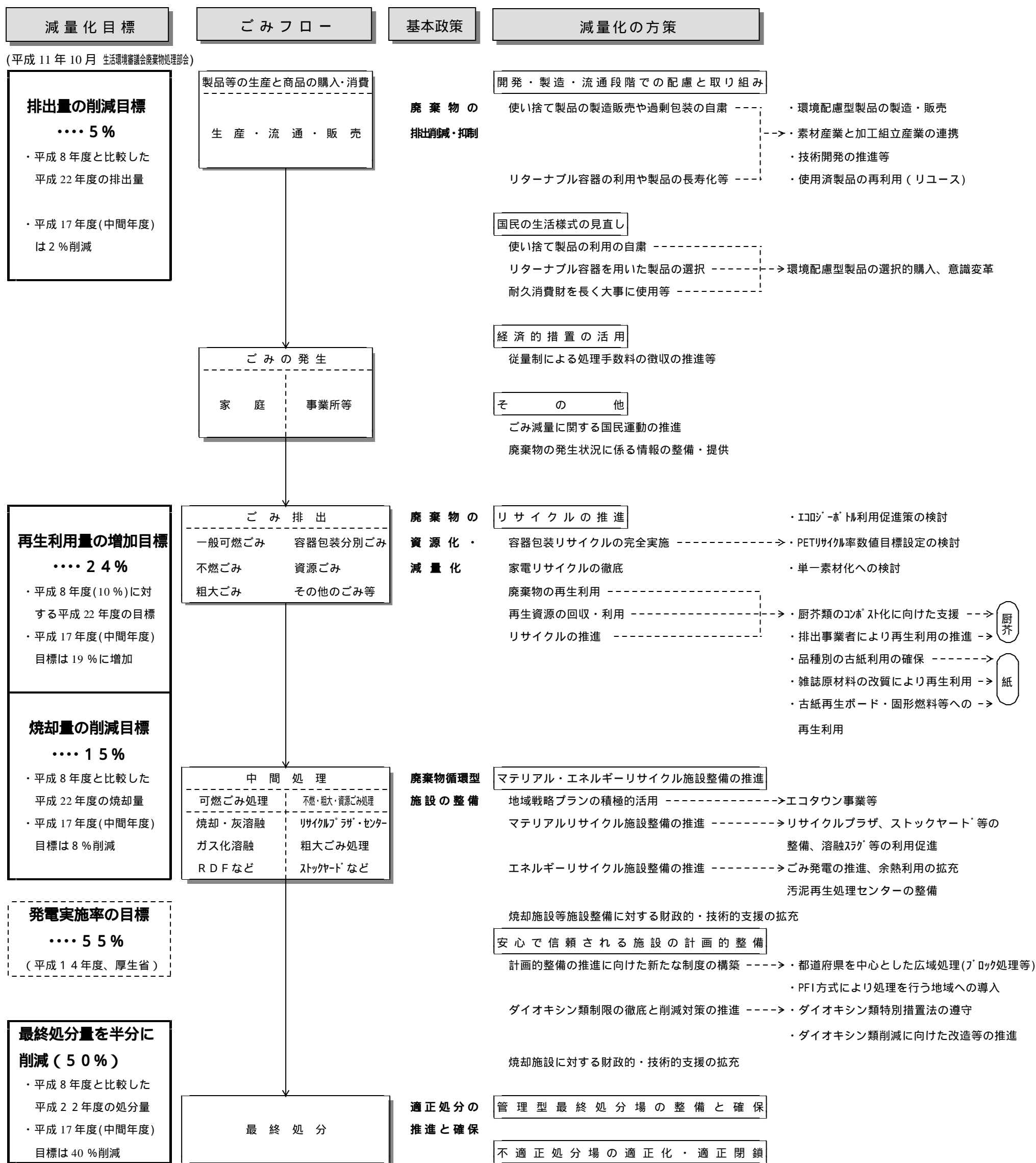
施設整備は十分な時間をかけ、様々な代替案を比較検討しつつ実施すべきであり、計画の開始から建設終了まで、相当の期間を要することを自覚すべきである。

施設整備による効果の明確化

施設を整備することによる「環境負荷低減効果」や「経済的な効果」等を明確に提示することが不可欠である。

図表15

一般廃棄物の減量化の目標と方策



厚生省生活環境審議会廃棄物処理部会の「廃棄物の減量化の目標量」(平成11年9月)と  
通産省産業構造審議会地環境部会、廃棄物・リサイクル部会の「循環型経済システムの構築に向けて」(概要)をもとに作成

## 4・4 信頼関係、協力体制の構築

### 住民との信頼関係

ごみ処理施設の立地交渉はかつて自治体の職員と地元地権者等との限られた繋がりの中で進められたという面もあった。近年はそのような村社会的な手法は通じなくなってきたが、円滑に協議を重ね妥協点を探っていくためには、何よりも住民との信頼関係を構築していくことが不可欠である。

アンケート調査やヒアリング調査によると、信頼関係を構築するための基本姿勢として以下のようなことがあげられている。

- ・可能な限り情報を公開する。
- ・相手の話をよく聞き、可能なことは迅速に対応する。
- ・協力して対応策を検討する姿勢を保つ。
- ・専門的な用語は避けできるだけ平易な言葉で表現する。
- ・データを紹介する場合は基準値と比較したり、身近な例で表現する。
- ・利点だけを強調せず、リスクとベネフィットを対比する。

### 地元還元施設

廃棄物処理施設は地元住民にとっては迷惑施設であり、その見返りとして、ある種の利便施設を設置したり、還元サービスを提供したりすることも一つの方法となる。ただし、提供する内容や提供する地域の選択の如何によっては、地元の周辺地域からクレームがつかれたり、公明・公平性に疑念を抱かれ、反対運動のもとになることもあるので十分な配慮が必要であろう。

現在、一般的に採用されている方法は以下のようなことである。

- ・道路整備
- ・発電電力、余熱等の公共サービスへの利用 等

### 関係機関との協力体制

自治体アンケート調査やヒアリング調査の中で、県や国に望むこととして以下のような意見が多く出された。

- ・県レベルで技術的なサポートをしてくれる組織の存在が必要。
- ・合意形成手続きのマニュアルが必要。

自治体が定期的実施する住民意識調査には、通常「評価できる事業分野」と「強化すべき事業分野」という質問項目がある。一般的には、前者のランクが高く、後者のランクが低い場合には、その事業に対する住民の評価が高いと見なすことができるかもしれない。そういう観点から政令指定都市におけるごみ処理に関するデータをあつめてみた。

これらのデータを概観すると、必ずしも前述の評価が適切であるとはいえない（たとえば、「強化すべき」ランクが高いことは住民の意識が高く環境教育の成果であると捉えることもできる）面はあるものの、都市間で数値が大きく異なり、また、同じ都市でも年度間で大きな差異が生じているので、今後、住民の意識構造を探る手段として、これらのデータを詳細に解析してみることも一つの方法であろう。

### ごみ処理施策に対する市民の評価と要望（政令指定都市）

都市名	評価（最近よく取り組んでいる）		要望（今後積極的に取り組んで欲しい）	
	%	順位	%	順位
札幌市（H11）			26.2%	3位（21項目）
仙台市（H10）	53.6%	1位（25項目）	27.9%	25位（25項目）
千葉市（H12）			11.1%	15位（38項目）
横浜市（H11）	54.2%	7位（41項目）	34.8%	3位（41項目）
川崎市（H11）	53%	1位（33項目）	29%	11位（33項目）
名古屋市（H11）	39.5%	1位（26項目）	33.4%	2位（26項目）
京都市（H11）			39.4%	2位（27項目）
大阪市				
神戸市（H11）			15.1%	14位（26項目）
広島市（H8）	15.5%	7位（32項目）	28.5%	3位（32項目）
北九州市（H11）		1位（33項目）		6位（33項目）
福岡市（H11）	10.6%	1位（46項目）	6.9%	4位（46項目）

#### 札幌市 「市政世論調査」(N=1377)

（要望Q）これから、より積極的に進めてほしい施策（3つ選択）  
ごみや資源回収のこと：26.2%（3/21）

#### 仙台市 「市民意識調査」(N=2304)

（評価Q）よくやっている（制限無し）  
ごみ収集やリサイクルの推進 53.6% 1/25  
（要望Q）今後特に力を入れてほしい（制限無し）  
ごみ収集やリサイクルの推進 27.9% 25/25

#### 千葉市 「ちば市民まちづくりファミリーアンケート」(N=118,095)

（要望Q）今後特に力を入れてほしいこと（4つ選択）  
ごみの収集処理 11.1% 15/38

#### 川崎市 「市民意識実態調査」(N=1121)

（評価Q）よくやっているもの（制限なし）  
ごみ収集やリサイクル 53% 1/33  
（要望Q）特に力を入れてほしいもの（制限なし）  
ごみ収集やリサイクル 29% 11/33

#### 横浜市 「市民意識調査」(N=1109)

（評価Q）自治体のサービスや業務に満足しているか（制限なし）  
ゴミの収集・リサイクル 54.2% 7/41  
（要望Q）今後、行政が充実すべきもの（制限なし）  
ゴミの収集・リサイクル 34.8% 3/41

#### 名古屋市 市政世論調査 (N=2017)

（評価Q）よくやっていると思う項目（3つ選択）  
廃棄物（ごみ）の処理 39.5% 1/26  
（要望Q）特に力を入れて欲しい項目（3つ選択）  
廃棄物（ごみ）の処理 33.4% 2/26

#### 京都市 「市政総合アンケート」(N=1760)

（要望Q）今後どのような分野の施策に力を入れていくべきか  
（5つ選択）

ごみ処理・リサイクル 39.4% 2/27

#### 大阪市 （関連する設問無し）

#### 神戸市 「市民意識調査」(N=5197)

（要望Q）今後特に力を入れてほしいこと（5つ選択）  
まちの美化 15.1% 14/26

#### 広島市 「市民まちづくりアンケート調査」(N=6448)

（評価Q）以前と比べてかなりよくなっているもの（5つ選択）  
ごみ処理やリサイクル促進 15.5% 7/32  
（要望Q）今後もっと力を入れて欲しいもの（5つ選択）  
ごみ処理やリサイクル促進 28.5% 3/32

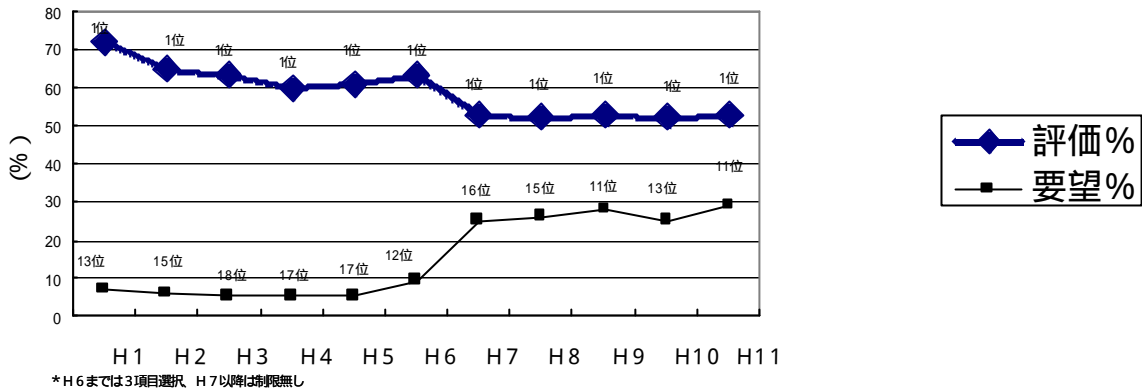
#### 北九州市 「市民意識調査」(N=1898)

（評価Q）よくなっているもの（上位3項目を選択）  
ごみ処理とリサイクル 1/33、2430ポイント  
（要望Q）今後 力を入れてほしいもの（上位3項目を選択）  
ごみ処理とリサイクル 6/33、493ポイント

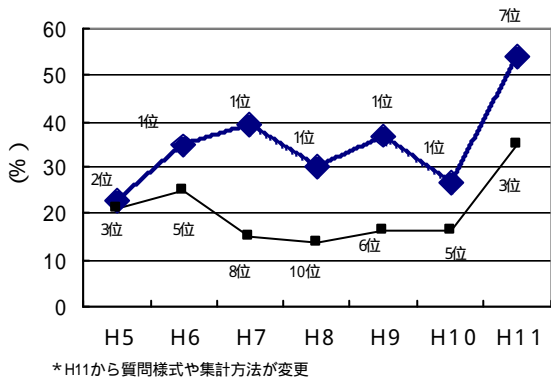
#### 福岡市 「市政に関する意識調査」(N=1704)

（評価Q）この2・3年でよくなったと思われるもの（3つ選択）  
ごみ処理 10.6% 1/46  
資源のリサイクルなど循環型社会の推進 4.7% 5/46  
（要望Q）すぐに改善又は推進しなければならないもの（3つ選択）  
ごみ処理 6.9% 4/46  
資源のリサイクルなど循環型社会の推進 8.0% 3/46

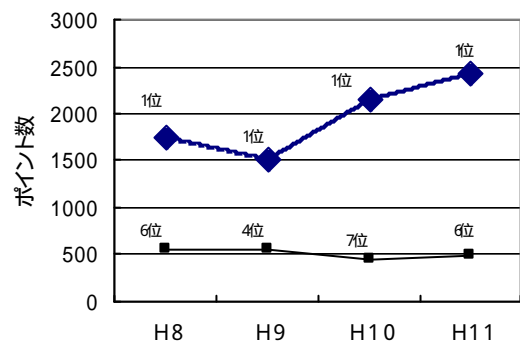
< 川崎市 >



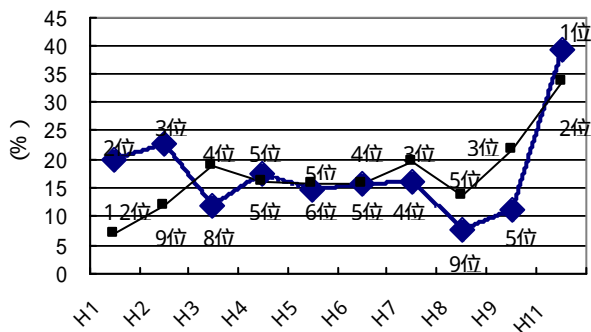
< 横浜市 >



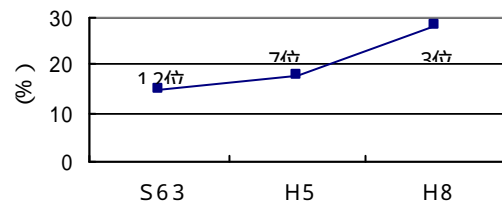
< 北九州市 >



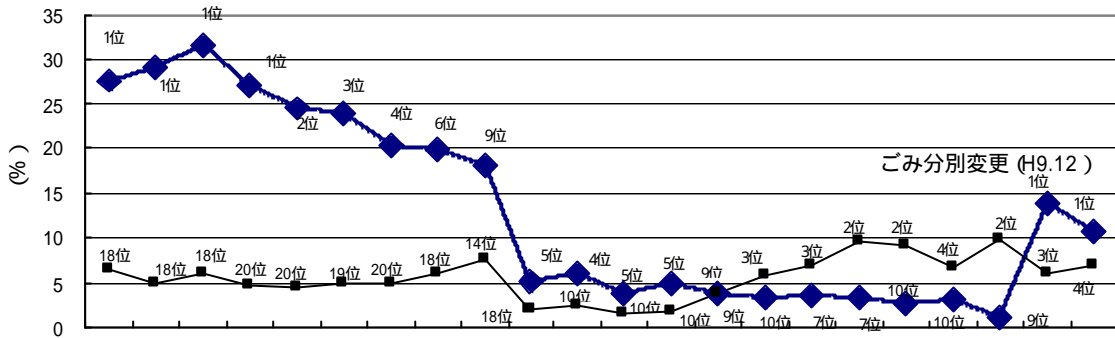
< 名古屋市 >



< 広島市 >

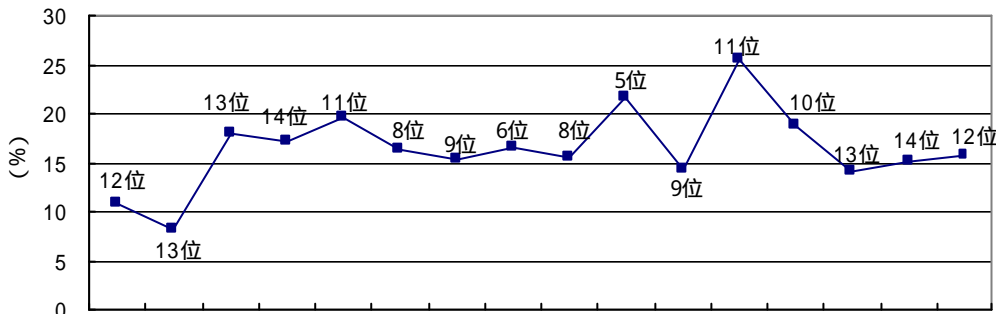


<福岡市>



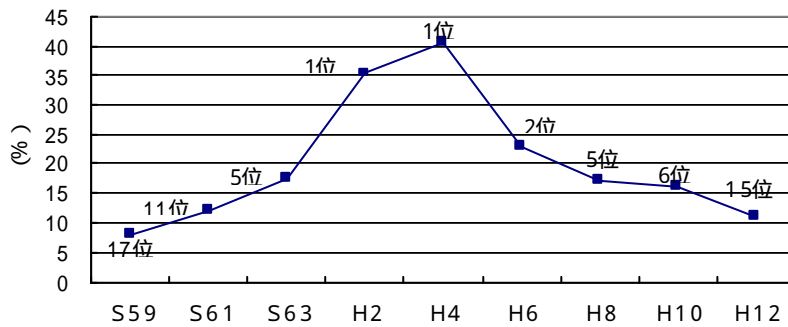
S51 S52 S53 S54 S55 S56 S57 S58 S59 S60 S61 S62 S63 H1 H2 H3 H4 H5 H6 H9 H10 H11  
 \* 「ごみ処理」の項。他に「資源リサイクル、循環型社会の推進」という項目がある。  
 \* S59までは7項目中、S60以降は40項目(以上)の順位

<神戸市>



S50 S52 S53 S54 S55 S56 S58 S60 S62 H1 H3 H5 H8 H10 H11 H12  
 \*年度によって選択数3～6と異なっている。

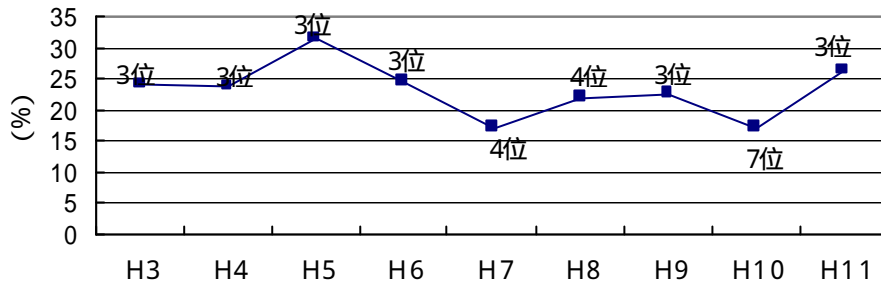
<千葉市>



- ▲ (S60)新清掃工場用地選定
- ▲ (S61)びん・缶収集モデル地区開始
- ▲ (H1)青森へ搬出、ごみ処理基本計画策定委員会の公開
- ▲ (H2)集団回収への補助開始
- ▲ (H4)新ごみ処理基本計画、5分別収集の実施
- ▲ (H8)新清掃工場稼働



< 札幌市 >



- ▲ (H3) 集団資源回収奨励金制度開始(7月)
- ▲ (H4) びん・缶分別収集モデル事業開始
- ▲ (H5) さっぽろ・ダイエット・プラン展開(H5.1)、3分別収集体制へ移行
- ▲ (H6) 事業系ごみ完全有料化
- ▲ (H7) びん・缶・ペットボトル分別収集モデル事業開始
- ▲ (H8) びん・缶・ペットボトル分別収集モデル事業拡大
- ▲ (H9) 大型ごみ有料化(H10.1)
- ▲ (H10) びん・缶・ペットボトルの分別収集開始(10月)  
透明・半透明袋の導入、4分別収集体制へ移行

トピックス 『住民の信頼』をどう確保するか』

1. 効果的なアカウントビリティをいかに実現するか

“ 行政活動に係る情報を説明・周知 [ Accountability ] することで住民の信頼を確保する ”

行政活動の全体像をわかりやすく表現する

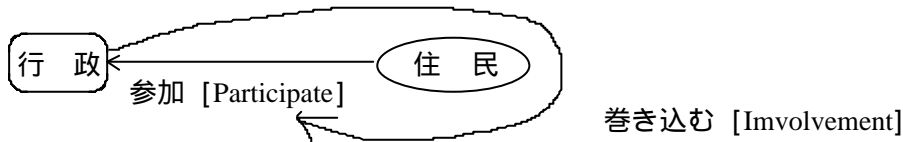
わかりやすい

効果的に住民へ情報提供 ~ 広報、説明会、後援会等の媒体に加え、インターネットを活用  
住民との情報共有

いつでも入手可能

2. 行政プロセスにいかに住民を巻き込むか

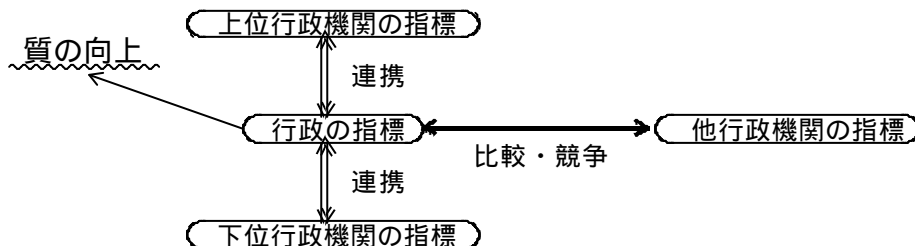
“ 住民が行政活動に「参加」するだけでなく、行政活動に住民を「巻き込む」 ”



- 例) 電話、アンケート等による住民ニーズ調査を実施し、その結果に基づいた政策を実行する。結果として、住民間の議論も引き起こせる。
- ・地域ごとに市民による作業チームを組織し、議論や住民インタビューを実施して、住民のニーズをあぶり出し、行政が実行すべき指標を見出す。

3. 指標の質をいかに向上させるか 全州レベルの指標活用と民間との競合

“ 行政の指標(活動内容)を、他機関と連携あるいは競争させ、質の高いものにする ”



本文：玉村雅敏（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科）時事通信社「地方行政」（1998.11.12）掲載

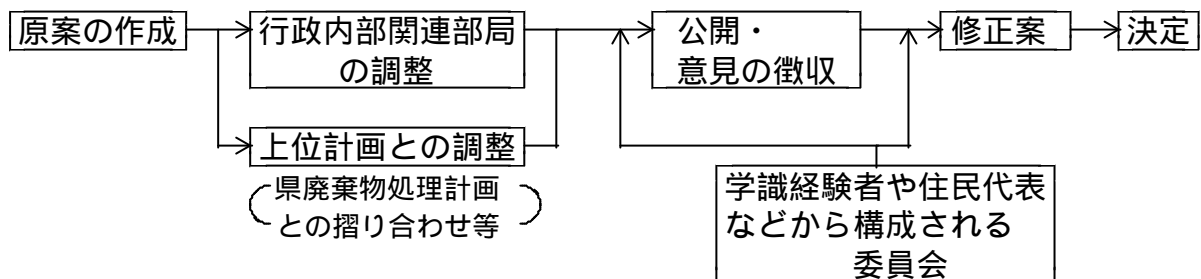
## ごみ処理の工程別政策決定プロセス

### 5・1 施設の立地にあたって

施設立地に関する一般的な政策決定フローを図表17に示した。また、各々の工程で特に留意が必要な事項を以下にまとめた。

#### (1) 基本構想の段階

通常はコンサルタントが基礎資料を作成し、それをもとに自治体内部関係部局が具体化していくという手法になるが、「施設の更新（新設、改造）の必要性」「処理システム」「タイムスケジュール」等計画の根幹となる事項が議論されることになるので、結果の決定にあたっては、情報公開や住民意見の徴収など必要な手続きを経て確固とした合意形成を図っておくことが望ましい。



#### (2) 用地選定段階

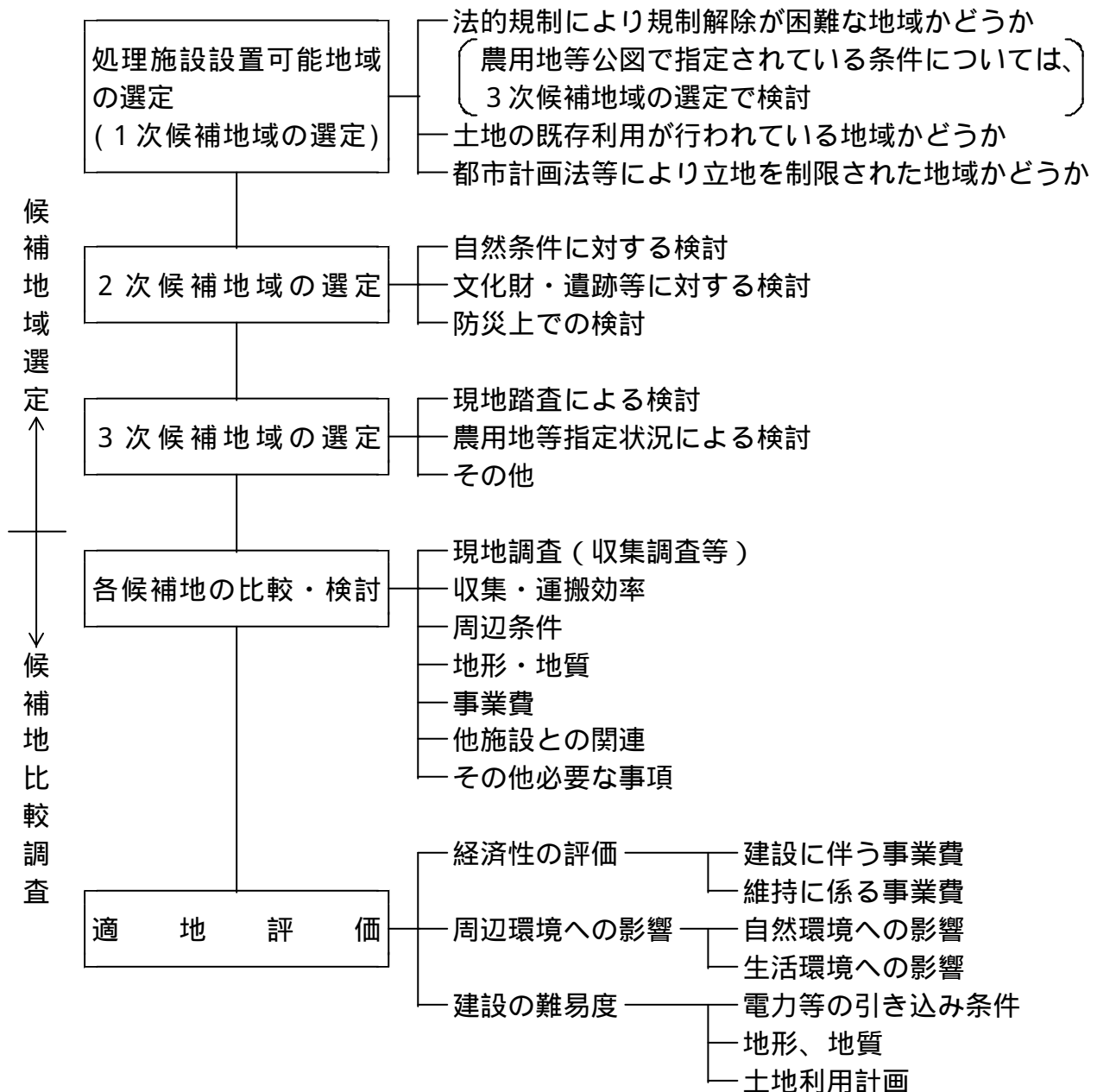
- ・用地選定の手法としては、「あらかじめ抽出した複数候補地を比較検討する方法」と「全地域に1 km程度のメッシュをかけ、3段階程度のふるいにかけて絞っていく方法」があるが、住民との合意形成に万全を期するためには後者の方法が適当であろう。(図表16)
- ・最終候補地の公表は、従来は「地権者」「周辺有力者」「議会」「マスコミ」という順序で行われるのが一般的であったが、近年の住民紛争が地元よりもその周辺地域から発生することが多く、場合によっては地権者への抗議活動へ発展することも見受けられ、また、発表の順によっては「議会軽視」あるいは「地元軽視」との批判を浴びることもあるので、慎重な対応が必要になる。
- ・検討の場として、第三者を含む委員会を設置することもあるが、住民間で利害関係が分かれることなので、委員会のメンバーに住民を入れ意見を求めることは難しい面がある。

#### (3) 住民交渉の段階

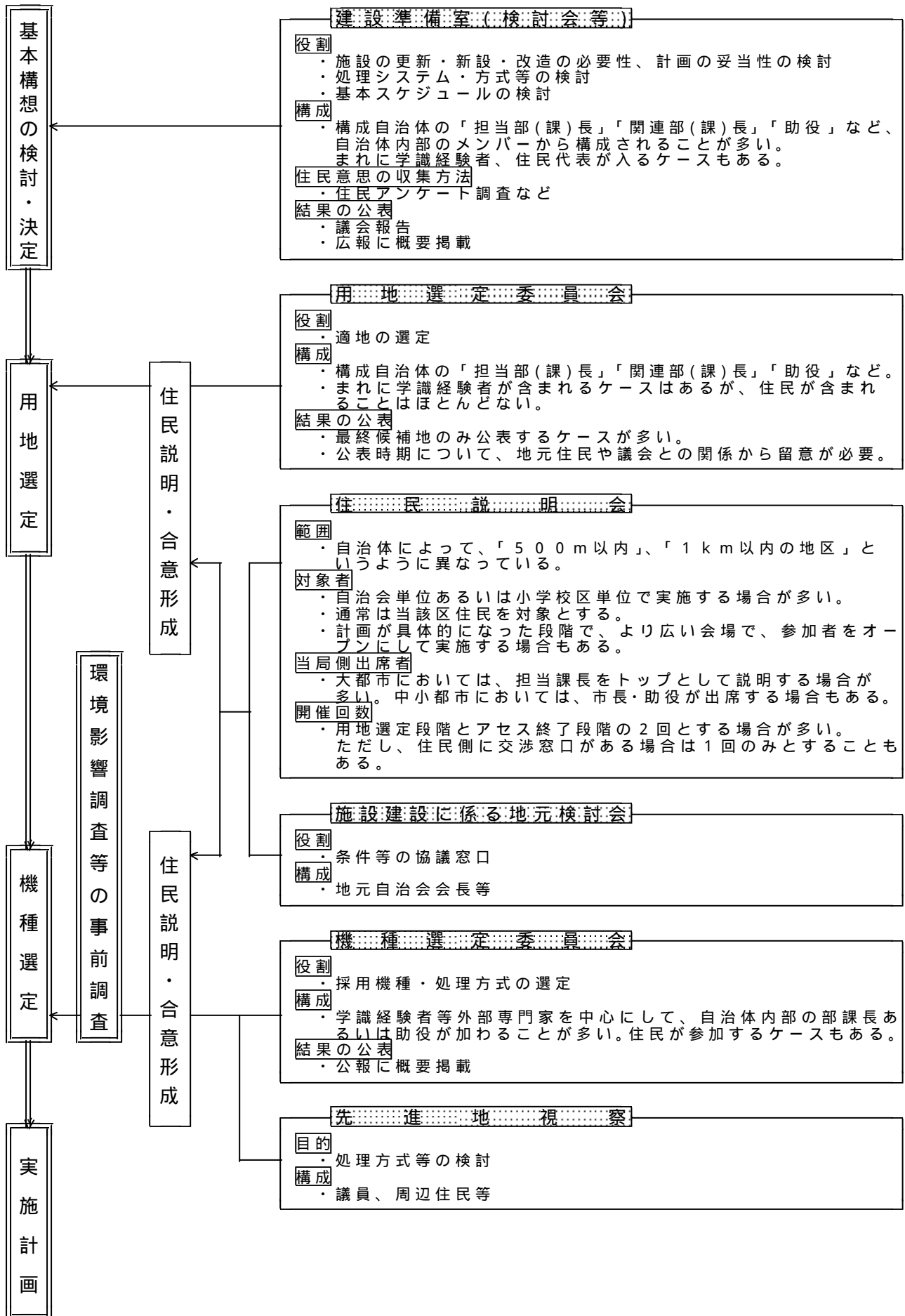
- ・住民説明会は計画の内容を直接説明し、その運用に際しての意見をもらう場となるので、説明会の「範囲」「回数」「規模」などについて効果的な協議ができるよう慎重に検討することが必要である。
- ・条件等の交渉窓口として、地元自治会長などから構成される検討組織の設置を依頼することが大切である。
- ・先進施設の視察にあたっては、メンバー構成など公明・公平性に配慮することが必要である。

(4) 機種選定段階

機種選定やメーカー選定の透明性を確保するために、近年は機種選定委員会を設置することが一般的である。構成メンバーは学識経験者を中心とした数名からなる場合が多い。メンバーの範囲を広げすぎると、利害関係者が関与し公明性をそこねることもあるので留意が必要である。また、近年ではガス化溶解方式等の新処理技術に対する関心が高まっており、機種選定（処理方式の決定）の段階においても住民の参加を求める声が高くなってきている。



図表16 適地選定調査フロー例



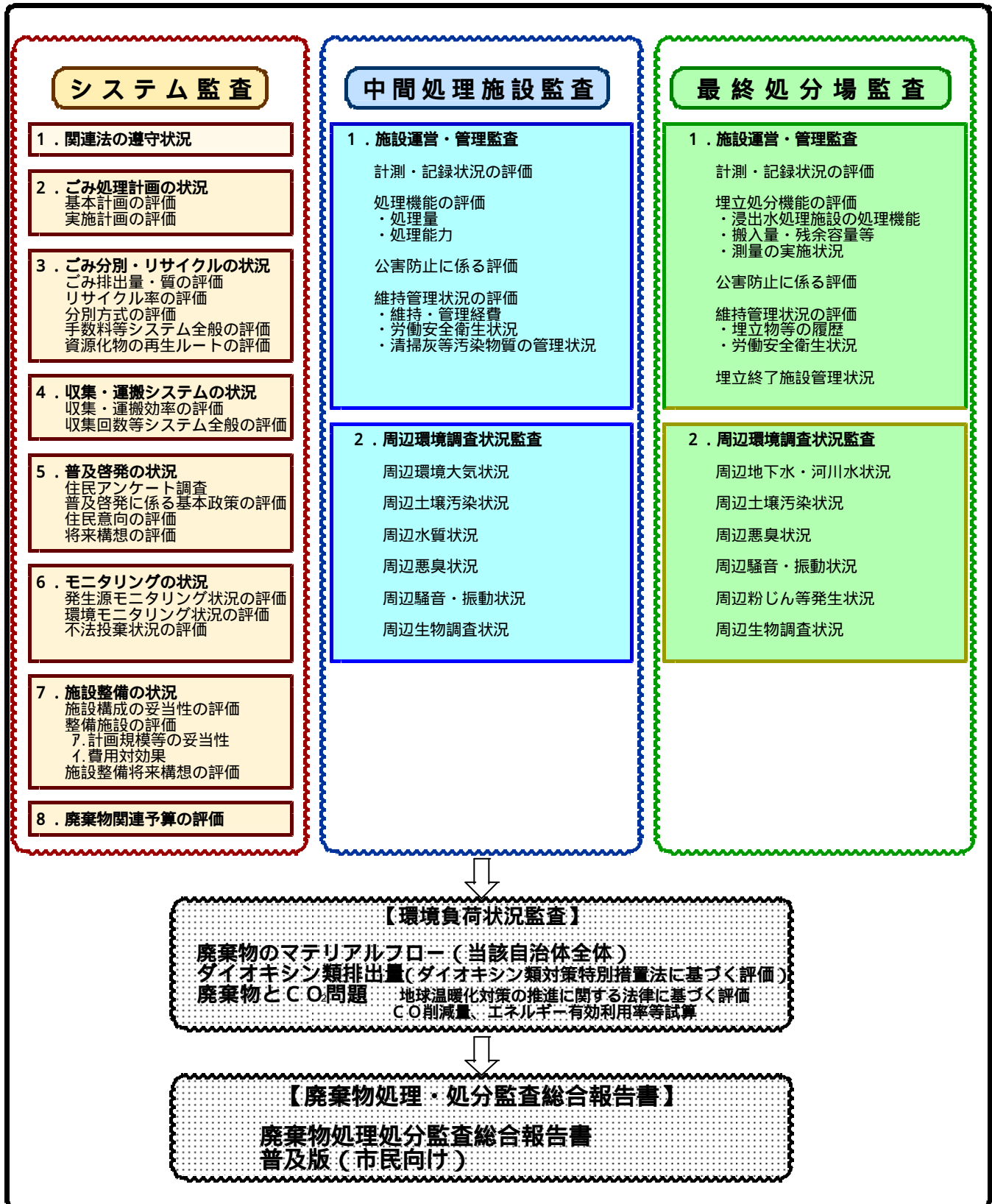
図表 1 7 施設建設に係る政策決定プロセス

## 5・2 施設の維持管理にあたって

地域住民に信頼され、市民全体がごみ処理に応分の責任を負うシステムを構築するためには、従来のように公害防止関連データを公表し、安全性を示すだけでは不十分である。

ごみ処理施設を環境保全対策の一環として位置づけ、地元との間に常設の協議の場を設置するとともに、図表18に示すような施設の運営状況を定期的に公表・評価するシステムの構築が望まれている。

図表18 ごみ処理処分の管理・運営に係る監査・評価システム



トピックス リスク管理・対応(宍粟環境美化センターの事例)

宍粟環境美化センターは平成9年1月に厚生省から公表されたダイオキシン類実態調査で全国ワースト1となり、瞬く間にダイオキシン騒動の渦中に置かれることになった。もともとは平成元年に「しろう森林王国」を建国するなど自然や環境の保全に熱心な土地柄であったが、ダイオキシン問題によって、農産物販売や地域振興に大きな打撃を受けるなど風評被害が生じたこともあったという。

現在は代替施設のRDF施設が順調に稼働され、ダイオキシン問題のダメージから概ね回復しているが、本センターの対応には以下のような見るべき特徴がある。

生じたリスクに対する対応が迅速であったこと。(下表)

兵庫県との連携がスムーズに行えたこと。

対策を検討する中で、住民参加と情報公開に留意したこと。特に、郡内の各婦人会との連携はRDF施設の円滑稼働に大きく貢献している。

なお、宍粟広域行政事務組合では、次期施設(住民協定により現施設は平成22年3月まで)の建設に関して十分な合意形成のための時間を確保するために、すでに担当町を決定するなど具体的な準備段階に入っているという。

宍粟環境美化センターにおけるトラブル及び対応経過

H2	4.1	ごみ焼却施設の供用を開始する。
H8	7.12	厚生省がダイオキシン類濃度等の調査を行うよう通知する。
	11.7	美化センターのダイオキシン測定を実施。平均値990ナノグラム。
H9	1.31	全国焼却施設の測定結果の内、最高の濃度とマスコミ報道。
	2.19	第2回目ダイオキシン測定結果も平均値210ナノグラム。
	4.23	改良工事についての国庫補助金内示により、事業予算を可決。
	4.25	美化センター可燃物ごみ持ち込みを停止し、焼却部門を閉鎖。最終処分場の表面を遮水シートで覆う。
	4.27	ごみ処理業務を揖龍クリーンセンターへ委託開始する。
	5.29	兵庫県ダイオキシン対策検討委員会が発足する。
	5.31	広域議会、町長会がごみ固形燃料化施設見学を行う。
	6.17	宍粟環境美化センターの建設工事に関する住民監査請求の提出を受ける。
	7.15・16	美化センター周辺環境調査を実施。大気、表土、河川水、土壌、米、野菜等。
	10.20	美化センター周辺環境調査結果について、県ダイオキシン対策検討委員長より公表。
	H10	1.14
2.4		工事契約議案の承認、請負者(株)神戸製鋼所と契約。
3.2		工事起工式。
3.28		住民代表により行われた土壌調査結果に対し、県ダイオキシン対策検討会において、健康影響はない旨公表される。
3.		「ごみ処理とダイオキシン報告」と題する広報誌(全15ページ)を作成、配布。
7.		「宍粟環境美化センター公害監視委員会」を設置。委員は、構成町の助役、各町から推薦された住民代表、学識経験者等13名。
H11		4.1
	3.	構成町のひとつ一宮町が兵庫県が策定した「森のゼロエミッション構想」のモデル地区に指定される。
H12	7.	最終処分場浸出液処理施設にダイオキシン類除去設備(逆浸透膜方式)を設置。

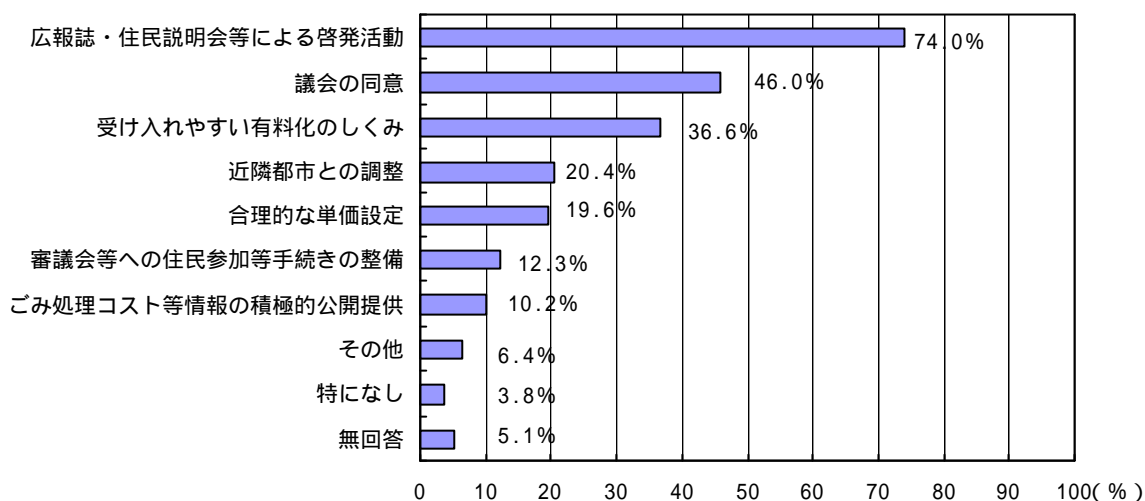
### 5・3 関連施策の推進にあたって

今後の廃棄物対策は、行政、事業者、市民それぞれが役割を担い、痛みを分かち合うシステムを構築していくことが望まれている。

図表19は有料化にあたって自治体が特に留意したことに関する調査結果であるが、各層の合意形成に多くの労力を費やしていることがよく読みとれる。

このような痛みを分かち合う関連施策に係る政策決定プロセスについても、基本的には施設立地のケースと同様に、情報公開と住民参加を軸とした合意形成手法を採用するべきであろう。

図表19 有料化にあたって工夫したこと



出典) 都市と廃棄物管理に関する調査研究報告、H10.3、日本都市センター

【施設立地に係る紛争事例（一般廃棄物中間処理施設）】

月刊グリーンレポート(1994～1999年)に掲載された紛争事例

	県名	自治体名	記事の日付	紛争の概要
中間 処理	北海道	遠別町	95.8.22	一廃焼却場及び処分場建設を計画していた大阪市の業者が地元の賛成同意を得られず建設断念
		室蘭	99.12.2	候補地の地権者5人が用地売却を拒否する念書を市に提出
	宮城	仙台市	99.2.19	建設を計画している松森工場は周辺住民から反対の声が上がっているが、今回ダイオキシン基準値を設定。
			99.5.28	建設が予定されているゴミ処理施設の住民への環境アセスの説明会を再開する。
			99.6.8	住民への工場建設計画文書の部分開示
			99.10.27	住民グループが建設地土地造成費は違法として住民監査請求をした。
			99.11.9	規模を縮小し着工する方針。
			00.1.10	住民団体が住民訴訟と公害調停を申し立て
	栃木	宇都宮市	96.3.2	新清掃工場建設で住民が反対の陳情書を提出
			那須地区	99.6.13
		日光地区	00.1.10	大田原市の建設予定地周辺の2自治会が建設反対を訴える立て看板を設置した。
			96.6.13	日光地区広域行政事務組合は9月までに建設地のめどを立てる。
			99.10.24	建設候補地(今市地区)に隣接する住民が場所の変更を求める。
			99.12.1	高德地区でも建設反対
	99.12.28	今市市の高百地区に建設する案を議会で可決		
	千葉	成田市	96.12.10	豊住ゴミ焼却場建設で市長が住民同意が得られないことから建設断念を表明。
		木更津	98.9.19	広域の第3セクターによる焼却施設建設問題で住民団体が情報公開等を要請。
		市原市	98.9.27	民間企業が計画しているエコセメント施設に対し、地元住民が「住宅地に近すぎる」等の理由で知事宛の陳情書を提出
	東京	東京都池袋	96.1.26	スケート場跡地にゴミ焼却施設を建設することで住民が建設反対し、東京地裁に仮処分申請した。
	山梨	富士吉田市	99.12.6	市の現焼却施設立替計画で地元住民が建設地の変更を求めている。
都留市		99.12.16	新施設の候補地が住民反対で合意難航	
長野	下諏訪町	96.11.13	6月のゴミ処理施設入札は公正に行われなかったとして住民訴訟。	
	南佐久郡	99.1.9	南佐久環境衛生組合は新ゴミ処理施設建設計画で建設地住民の同意が得られないとして計画を断念。今後予定地の確保が急務。	
		99.11.2	別の候補地に絞り込んだが、住民との合意が得れない。	
滋賀	栗東町	99.6.23	栗東町は既存ゴミ焼却炉の代替で99年に着工を予定していた製造設備・発電所建設計画を住民、議会の反対で白紙撤回した。	
京都	京都市	95.7.7	ごみ処理場建設に関する地元交渉窓口の件で市と対策特別委員会等が紛争	
		95.10.1	市と住民の対立が深まる中、市のアセス準備書の縦覧が始まった。住民合意の糸口が見出せない。	
		96.12.13	住民団体が建設差し止めを求め提訴	
大阪	松原市	97.1.23	ゴミ焼却場建設計画をめぐり反対派住民が建設差し止めを求めた訴訟の上告審で最高裁は住民側の上告を棄却した。	
		能勢町	98.5.26	運転停止に追い込まれた能勢町は、改良工事も住民反対で頓挫し、広域化計画もめどが立たず苦慮している。
			98.12.25	広域ごみ処理施設建設に関する検討委員会の構成メンバーの半数が高校生等22才以下の若者であることに主婦らが反発
			99.7.5	既存の施設の解体工事が始まり、新たに広域ゴミ処理施設計画が進む中、建設予定地住民の反対で、年度末の完成が危ぶまれる。
福岡	古賀市宗像市	98.11.18	新清掃工場建設で第2工場は建設予定地を絞り込んだが、第1工場は未定、いずれも住民反対運動が起きている。	
	甘木朝倉三井広域	99.7.6	9市町村共同の環境施設整備促進協議会は計画どおり、三輪町栗田地区にゴミ処理施設建設計画を進めることになった。	
熊本	松橋町	94.12.28	地元から反対されていたが、先進地の視察等の結果、区臨時総会で賛成多数を得る。	
		人吉市	98.9.23	ゴミ処理施設建設で組合は環境アセス区域の地権者に説明会を開催したが、一部から調査拒絶の声も出ている。
	98.11.19		環境審査会発足	
	99.3.6		2000年9月着工を目指す	
	99.7.5		今秋にも用地交渉、依然として根強い反発も	
	99.8.11	反対派と会合。用地選定方法など不満あり		
99.9.11	組合は「問題ない」との調査結果を発表。			
沖縄	石川市	99.4.24	住民によるゴミ焼却場の操業差し止めで、県公害審議会調停委員会は工場敷地内外で土壌、灰などの調査を行った。	
		99.7.10	建設予定地に隣接する山城区はゴミ処理施設建設計画を白紙撤回するよう住民の決起集会を開く	
	具志川市	99.5.24	中部北環境施設組合は首長で組織する管理者会議を開催し新工場は現施設に隣接する場所に決定したが、住民が納得せず	



**【施設立地に係る紛争事例（一般廃棄物最終処分場）】**

	県名	自治体名	記事の日付	紛争の概要
最終処分	北海道	稚内市	95.6.11	首都圏の一廃焼却灰を処分する施設を建設しようとする民間業者に対して市及び地元住民が2年前から反対していたが、業者は地質調査を終了。
			96.11.16	処分場建設のボーリング調査に関し、道が農地転用を認めない方針を決めた
			98.9.30	取り消し求め提訴
	秋田	山内村	96.5.5	業者の一廃処分場建設に対して地元で反対・建設阻止の協議会を設立
	福島	いわき市	95.7.25	いわき市市民グループが民間業者の最終処分場建設で建設差し止めを求める仮処分申請を提出
			97.3.8	再提訴
			97.10.30	操業停止を求める
		会津若松市	97.5.12	住民有志がゴミ最終処分場計画変更求め会津若松市の組合に要望書を提出
	栃木	宇都宮市	98.3.21	最終処分場建設で反対団体が立木トラストを導入することを表明。
	茨城	御前山村	99.6.16	最終処分場建設で地元住民が反対陳情の請願書を村に提出
	埼玉	小川町	97.5.7	千葉県の業者が一廃最終処分場の建設を県や町に打診していたが、水利組合長や地権者が建設を認めないよう県に申し入れ。
	東京	東京都	96.8.20	東京湾の新海面埋立場建設で、地元の漁師が抗議のため予定水域に差し網みした。
	神奈川	横須賀市	95.4.2	一廃最終処分場建設計画をめぐり地元住民が建設差し止めを求めているが、工事中止で市と和解した。
		大和市	99.6.24	最終処分場建設で住民側は溶融固化施設を要望。市側は溶融固化の導入には時間がかかり最終処分場は必要としている。
	静岡	沼津市	97.11.20	11年度末に満杯になる最終処分地の新しい建設候補地を公表した。漁協からの反対にあい難航している。
		浜北市	98.9.28	一廃最終処分場建設計画で住民グループが水源汚染を理由に建設地見直しを求め、要望書を提出
	滋賀	彦根市	96.11.18	広域一般廃棄物最終処分場建設計画への反対運動の中で反対派は建設予定地周辺部の一部を取得する事を明らかにした。
	広島	広島市	95.3.8	大谷地区に建設計画中の最終処分場の環境影響調査の手続きが不当として、市監査事務局へ住民監査請求を提出。
95.12.15			市はアセス報告書を市議会へ提出、建設については環境に大きな変化はないとしているが、反対住民が納得せず	
99.6.26			住民から計画撤回の請願書が提出された。	
福岡	甘木市	96.5.8	甘木市に民間業者が建設を計画している一廃・産廃最終処分場に関し、業者側が一廃を先行して許可申請したことが分かり、住民団体が反発。	
		久留米市	97.1.26	久留米市はゴミ埋立地建設計画で平成2年から住民と対立していたが、地元同意なしに測量に着手。
			97.5.8	反対派が建設禁止へ仮処分申請
			98.6.13	久留米市がゴミ埋立地建設計画で保安林解除の具体的手続きをしたため、反対住民が強く反発

**【施設の運営に係る紛争事例（一般廃棄物）】**

	県名	自治体名	記事の日付	紛争の概要
中間 処理	茨城	竜ヶ崎	96.11.10	住民団体が血液検査を実施。宮田教授が分析。
			97.8.12	清掃工場からの排煙にダイオキシンによる健康被害があるとして焼却停止及び新工場建設の差し止め求め、住民が提訴した。
			98.7.7	ダイオキシン土壌調査開始
			98.11.2	城取工場の操業停止。血液検査に住民調査と大きな差があった。
			98.11.17	住民が血液検査実施
			98.11.25	城取工場の操業停止を決定。新工場が竣工するまでの期間は他組合や民間会社に処理を依頼。
	千葉	千葉市	95.2.28	新清掃工場の建設が遅れている千葉市が市川市に処理委託をしていた問題で市川市の市民団体が千葉市長に抗議文提出
	山梨	東山梨郡	98.1.28	東山梨環境衛生組合は塩山、山梨の両市からのゴミ受け入れに関し、地元説明会を予定していたが、地元地区は開催を拒絶した。
			99.2.5	組合は山梨、塩山市へゴミ受け入れ拒絶を通知
		甲府市	98.3.15	環境センターの施設周辺住民は、共同処理を行っている石和町が約束した処分地の確保が進展しないことを理由に、ゴミ搬入阻止に出るとした。
			98.4.1	石和町議会議長等で組織する「町ごみ対策委」と市対策委が12月まで用地を確保すること等で協定を締結した。
			98.12.29	処分場確保を3月までに延期。溶融炉建設、広域化計画も検討
			99.3.31	中道町を建設候補地とすることに。石和町内は不調。
		峡北広域	99.6.9	焼却施設の能力不足によりごみを野積みする事態に。広域化も頓挫し、今後の対応に苦慮。
			99.6.6	施設改修に向けて条件面の検討に
	塩山市	99.11.28	6年前に建設反対運動から工事差し止め訴訟に発展し、使用期限設定で決着していた処理施設で移転先確保が期限間近になっているがまだ決まらず	
	香川	高松市	96.5.8	西部ゴミ処理施設の操業停止を求める訴訟でダイオキシン鑑定を実施
福岡	志免町	96.1.17	ゴミ共同焼却計画が撤回され、町は現施設の補修を強行したため、住民が反発	
		96.4.2	住民との新協定合意。町は補修工事に着手	
		97.3.4	新ごみ処理施設（RDF）建設計画を町議会特別委が承認	
		97.3.4	新ゴミ処理場建設に向けて町議会は計画を了承し、建設に向けて地元説明会も本格化	
熊本	人吉	99.6.9	焼却灰の一時仮置き問題で住民側が反対を確認	
最終 処分	東京	日ノ出町	95.2.21	日ノ出町市民グループが最終処分場の汚水漏れ対策や建設差し止めを求めて提訴。
			95.12.22	都が第2処分場建設をめぐる土地収用法に基づく事業認定をしたことで、住民が反発。
			96.1.26	谷戸沢処分場に関し、都が「汚水が地下水集水管に入っている可能性は高いが構造上周辺環境への影響はない」との調査結果を発表
神奈川	横浜市	98.6.19	泉区の神明台処分場の飛灰でダイオキシンによる健康被害が懸念されるとして周辺住民は裁判所に調停申請した。	
長崎	小佐々町	96.8.3	住民の立ち入りでゴミ埋立場の濾水ゴムシートの破損が見つかる。	

<懇話会委員> (平成12年12月現在、敬称略、五十音順)

(座長) 平山 直道	東京都立大学名誉教授
井穴 廣宣	大阪府環境農林水産部環境管理監
大塚 元一	社団法人全国産業廃棄物連合会専務理事
小澤紀美子	東京学芸大学教授
篠木 昭夫	社団法人全国都市清掃会議専務理事
高月 紘	京都大学教授
瀧田 浩	川崎市総合企画局長
田中 信寿	北海道大学教授
田中 勝	岡山大学教授
花嶋 正孝	福岡大学教授
樋口 成彬	社団法人日本環境衛生工業会常任理事
山本 和夫	東京大学教授
寄本 勝美	早稲田大学教授

懇話会事務局担当

**財団法人日本環境衛生センター  
企画部企画調整室**

---

〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6

TEL 044(288)5093

FAX 044(288)5217

E-mail [kikaku@jesc.or.jp](mailto:kikaku@jesc.or.jp)